

第二期三重県地域福祉支援計画

<中間案>

令和6(2024)年 12 月

三 重 県

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 経緯	1
2 計画の位置づけと他計画との関係	1
3 計画期間	2
第2章 地域福祉を取り巻く状況	3
1 人口・世帯の状況	3
(1)人口	3
(2)世帯	4
2 支援を必要とする人等の状況	6
(1)高齢者	6
(2)障がい者	9
(3)子ども	13
(4)生活困窮者等	16
(5)自殺者	18
(6)DV	20
(7)ヤングケアラー	21
(8)犯罪に至った者等	22
(9)外国人	24
(10)ひきこもり	26
(11)権利擁護	27
(12)人権課題	29
3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況	30
(1)民生委員・児童委員	30
(2)ボランティア・NPO法人	31
(3)老人クラブ活動	33
(4)社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士	34
(5)介護人材	35
(6)公民館	36
(7)隣保館	36
(8)社会福祉協議会	37
(9)社会福祉法人	37
4 第一期計画期間中の主な法改正	38
(1)重層的支援体制整備事業の創設(令和3(2021)年)	38
(2)孤独・孤立対策推進法の施行(令和6(2024)年)	38
(3)ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正(令和6(2024)年)	38

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行(令和 6(2024)年).....	38
5 第一期計画における取組成果と課題.....	39
<推進項目1> 地域における支え合い体制(～包括的支援体制の構築～)	39
(1) 市町地域福祉計画策定市町数	39
(2) 多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数	40
(3) 「相談支援包括化推進員」の養成数.....	40
(4) 民生委員定数充足率	41
(5) ユニバーサルデザインのまちづくり	41
<推進項目2> 暮らしを支える取組の推進(～日常の暮らしの継続～)	41
(1) 生活困窮者等への支援	42
(2) 再犯防止の推進.....	42
(3) 災害時における要配慮者への支援	42
<推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～).....	43
(1) 福祉人材の確保	43
(2) 福祉サービスの質の向上	43
第3章 計画の基本理念と施策体系	45
1 計画の基本理念(めざすべき姿)	45
(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援.....	45
(2) 本人に寄り添った支援	45
(3) 地域づくりに向けた取組の推進.....	45
(4) 持続可能な開発目標(SDGs)の達成	46
2 施策体系(取組の柱)	47
第4章 施策展開	49
推進項目1 地域における支え合い体制(～包括的支援体制の整備～)	49
1 市町における包括的な支援体制づくりの支援.....	49
(1) 相談支援包括化推進員の養成等の後方支援	49
(2) 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化	50
(3) 地域におけるさまざまな主体との連携.....	50
(4) 相談・支援機関の連携推進	50
2 市町における地域福祉計画策定・推進への支援	51
3 地域における支援活動の推進	52
(1) 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	52
(2) 地域住民による支援活動の推進.....	52
(3) 企業との連携による地域福祉活動の支援.....	54
4 災害時における要配慮者への支援体制の充実.....	55
(1) 地域における避難行動要支援者対策の促進	55
(2) 福祉避難所の確保	55

(3) 災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備	55
(4) 介護職員等の応援・受援体制の整備.....	55
(5) 災害時におけるボランティア活動の支援.....	55
5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	56
(1)ユニバーサルデザインの意識づくり.....	56
(2)誰もが暮らしやすいまちづくり.....	56
推進項目2 暮らしを支える取組の推進(～日常の暮らしの継続～)	57
1 高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進.....	57
(1)高齢、障がい、子ども・子育て分野における支援.....	57
2 さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援.....	57
(1) ひきこもり	57
(2) 自殺対策.....	58
(3) 再犯防止の取組の推進.....	58
(4) 認知症施策の推進	59
(5) がん・難病患者	59
(6) 医療的ケア児・者	60
(7) 外国人住民.....	60
(8) DV及び困難な問題を抱える女性	60
(9) ヤングケアラー	61
(10) 人権課題(多様な性のあり方への理解促進等).....	61
3 生活困窮者等への支援.....	62
(1)生活困窮者自立支援の推進	62
(2)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	62
4 生活基盤の充実	63
(1)就労機会の充実	63
(2)住宅確保.....	65
(3)移動の確保	65
5 権利擁護の推進	66
(1) 成年後見制度利用の促進.....	66
(2) 福祉サービスの利用援助.....	66
(3) 差別解消、虐待防止の取組の推進.....	66
(4) 消費者被害の防止・救済.....	67
推進項目3 地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)	68
1 福祉人材の確保.....	68
(1)福祉人材の確保	68
(2)若者等の参入促進.....	69
(3)働きやすい福祉職場づくりへの支援	70

2 福祉サービスの質の向上.....	70
(1) 効果的な指導監査等の実施.....	70
(2) 社会福祉法人による公益的活動の促進	70
(3) 第三者評価の受審促進.....	70
(4) 苦情解決体制の充実.....	71
(5) 福祉人材の質の向上.....	71
3 福祉サービスの総合的提供方法のあり方.....	71
(1) 保健・医療との連携.....	71
(2) 共生型サービスの普及.....	71
4 福祉サービス提供におけるICT技術等の活用	72
(1) 介護ロボットの導入支援	72
(2) 福祉分野における ICT 化の推進.....	72
第5章 計画に係る評価指標と推進体制.....	73
【資 料】.....	73
●事例集	73

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 経緯

三重県では、社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画として、令和2(2020)年3月に、「みんな広く包み込む地域社会 三重」を基本理念に地域共生社会の実現をめざし、市町の地域福祉の推進を支援するため、「三重県地域福祉支援計画」を策定しました。

第一期計画期間(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)において、多機関の協働による包括的な相談支援体制を整備した市町は 14 市町となり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め支援する体制が県内に広がりを見せました。

本計画は、令和7(2025)年3月末に計画期間が満了するため、これまでの取組等を検証し、地域福祉を取り巻く現状と課題、環境変化をふまえ次期計画を策定します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

地域福祉支援計画は、各市町における地域福祉の推進を支援していくための計画であり、県が、広域自治体としての観点から、市町における包括的な支援体制の整備に対する支援など、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、支援していくことを内容とするものです。

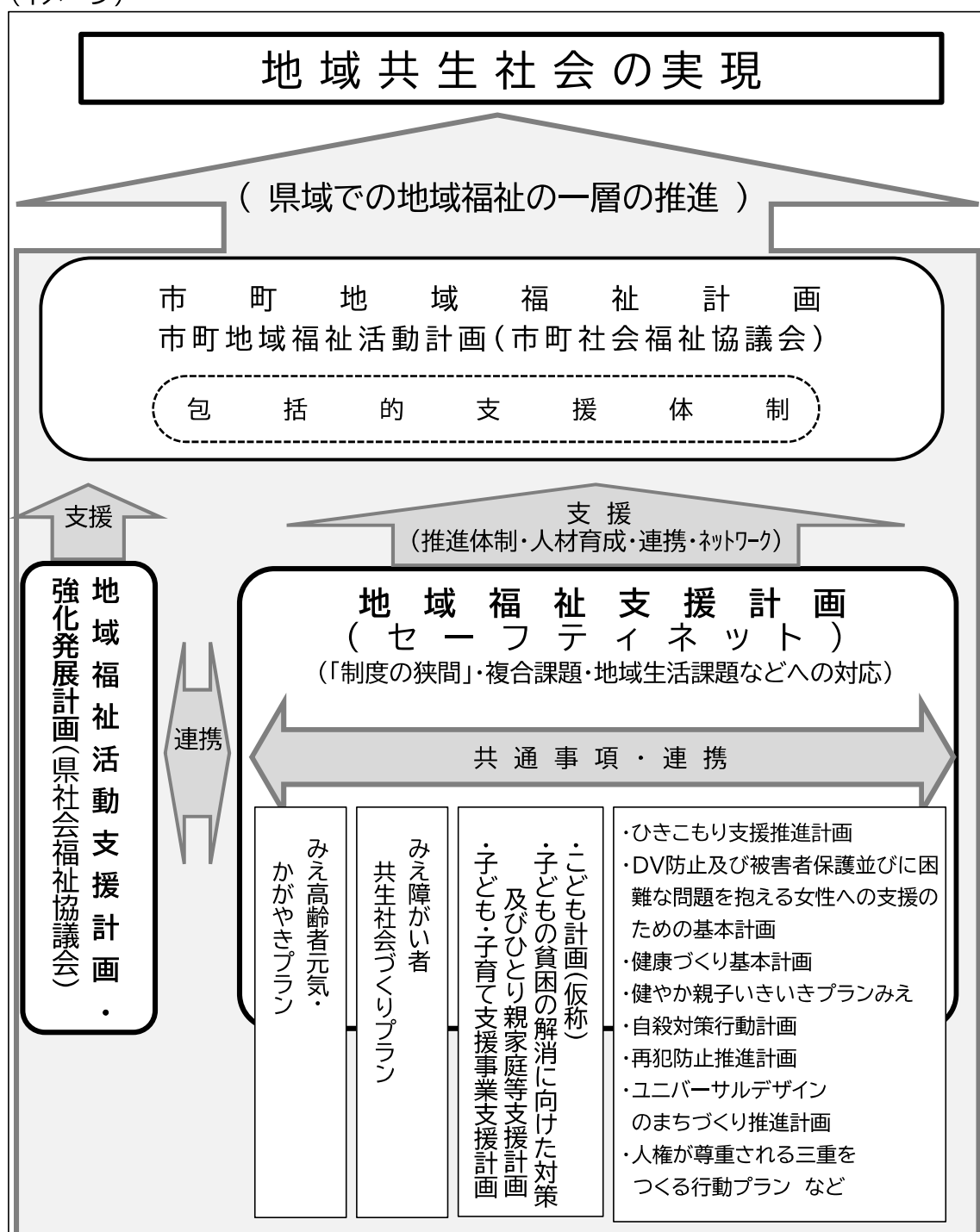
また、地域福祉支援計画は、各福祉分野の上位計画として、各福祉分野に関して共通して取り組むべき事項を定めるものとされています。

そして、これまでの福祉制度の枠組では対応できない生活課題への対応や、いわゆる「8050」やダブルケアなど、複雑化・複合化した課題などに対応できるセーフティネットを築き上げていくことが必要です。

そのためには、福祉分野の計画だけでなく、さまざまな生活課題に関係する各分野の計画との連携を図り、これらの計画ともあいまって、一体的に地域福祉を推進していけるよう、各計画に基づく施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、この地域福祉支援計画を位置づけ、横断的に施策を推進していきます。

さらに、県域での地域福祉を推進していくにあたっては、民間福祉活動の中核を担う三重県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)とともに進めていくことが不可欠です。このため、県社協が策定する「地域福祉活動支援計画・強化発展計画」と連携・整合を図っていきます。

(イメージ)



3 計画期間

計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。ただし、今後、関係法令の改正など地域福祉を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて、計画の改定を検討することとします。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

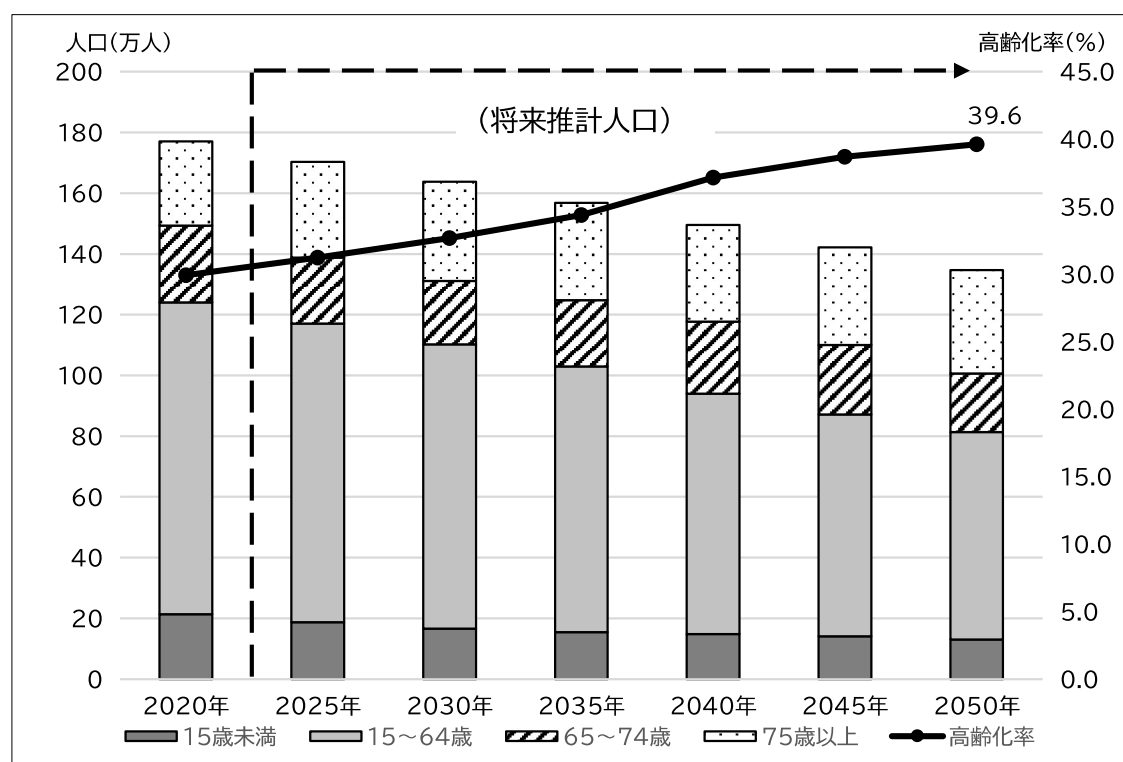
1 人口・世帯の状況

(1)人口

三重県の人口は、平成 19(2007)年の約 187 万 3 千人をピークに、それ以降減少しており、令和 2(2020)年 10 月 1 日現在の人口は、約 177 万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」によると、2050 年には約 134 万 7 千人になると推計されています。

また、2050 年には 65 歳以上人口は、約 53 万 3 千人で、全人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は約 4 割になると見込まれています。

図表1 年齢階層別人口および高齢化率の推移



出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」

(2)世帯

三重県の令和2(2020)年10月1日現在の一般世帯数※は74万1,183世帯であり、そのうち世帯主が65歳以上の単独世帯数は9万6,724世帯となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計(都道府県別集計)」(令和6(2024)年推計)によると、令和32(2050)年には、一般世帯数は66万1,991世帯まで減少するのに対し、世帯主が65歳以上の単独世帯数は13万4,981世帯に増加すると推計されています。

※一般世帯とは、次のものをいいます。

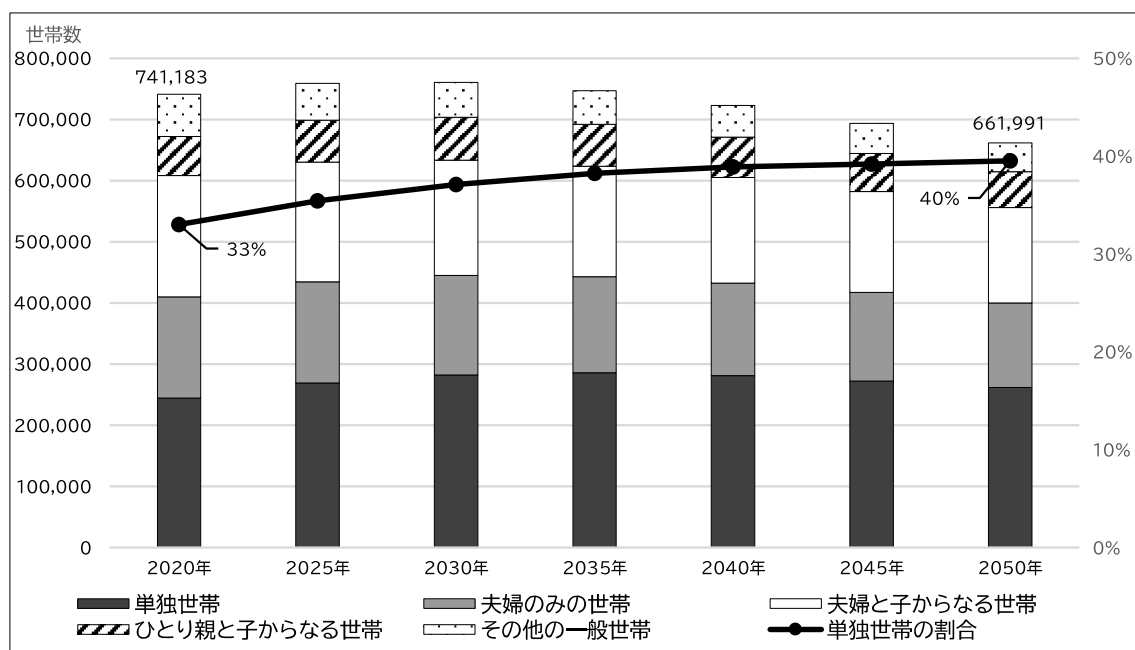
①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。

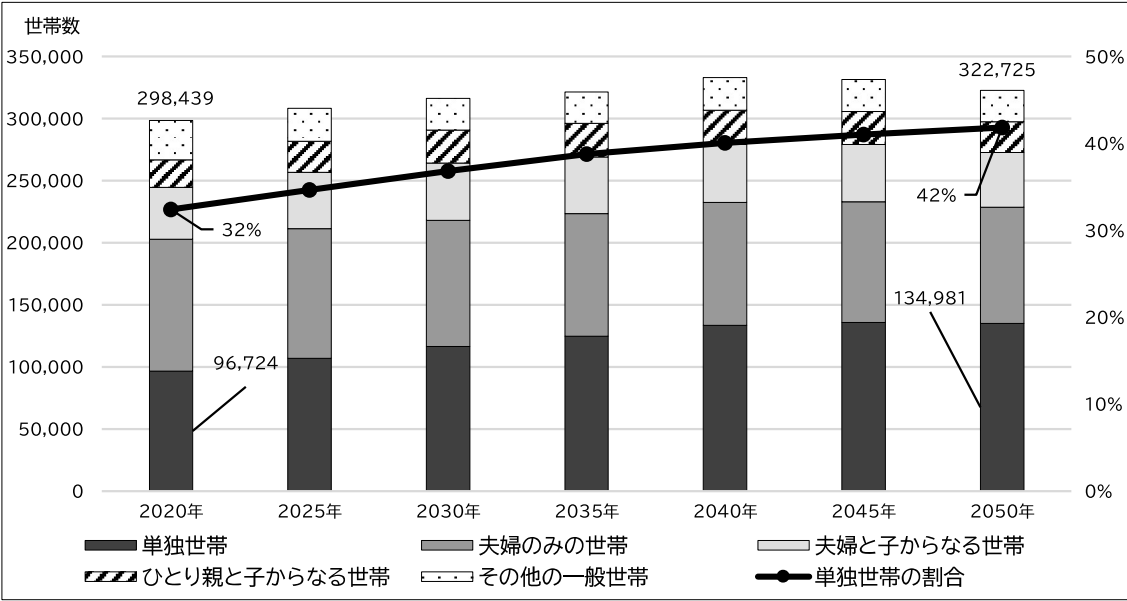
②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。

③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

図表2 一般世帯数の推移



図表3 世帯主 65 歳以上の世帯の家族類型別世帯数の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別集計）」（令和6（2024）年推計）（図表2・3）

2 支援を必要とする人等の状況

(1)高齢者

①要介護者等

三重県の令和5(2023)年9月末の要介護(要支援)認定者数は、10 万 3,391 人となっており、内訳は、要支援者が 2 万 7,865 人、要介護者が 7 万 5,526 人です。

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の第9期計画中(令和6(2024)年度から令和8(2026) 年度まで)に要介護(要支援)認定者数は、5,433 人、要支援者は 1,006 人、要介護者は 4,427 人増加する見込みです。

また、令和 12(2030)年度には要介護(要支援)認定者数は、1 万 698 人、要支援者は 2,558 人、要介護者は 8,140 人増加し、令和 22(2040)年度には要介護(要支援)認定者数は 1 万 2,851 人、要支援者は 1,675 人、要介護者は 1 万 1,176 人増加する見込みです。

図表4 要支援者数および要介護者数の推移

単位:人

		令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
第 1 号被保険者数		531,465	531,649	530,811	529,634	528,293	531,351
第 2 号被保険者数		590,921	587,432	583,867	580,022	552,598	455,827
認定者総数		103,391	106,547	107,874	108,824	114,089	116,242
要支援者 数	要支援 1	14,646	14,847	14,991	15,039	15,875	15,312
	要支援 2	13,219	13,574	13,746	13,832	14,548	14,228
	小計	27,865	28,421	28,737	28,871	30,423	29,540
要介護者 数	要介護 1	23,305	23,945	24,279	24,506	25,790	26,338
	要介護 2	16,174	16,840	17,033	17,207	17,948	18,305
	要介護 3	13,591	13,989	14,147	14,296	14,963	15,664
	要介護 4	13,773	14,278	14,497	14,686	15,372	16,509
	要介護 5	8,683	9,074	9,181	9,258	9,593	9,886
	小計	75,526	78,126	79,137	79,953	83,666	86,702

出典:「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(第9期三重県介護保険事業支援計画および第 10 次三重県高齢者福祉計画)

②認知症高齢者

三重県における認知症高齢者数は令和2(2020)年に約9万人と推計されていますが、今後も高齢化に伴い増加し続け、令和7(2025)年には約 10 万人、令和22(2040)年には約 12 万人になると見込まれています。

図表5 認知症高齢者数の推計

		平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
全国	認知症有病率が一定の場合	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人
			15.7%	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%
	認知症有病率が上昇する場合	15.0%	525万人	631万人	730万人	830万人	953万人
			16.0%	18.0%	20.6%	23.2%	25.4%
三重県	認知症有病率が一定の場合	6.9万人	7.9万人	9.0万人	10.1万人	11.1万人	11.9万人
	認知症有病率が上昇する場合		8.0万人	9.4万人	11.0万人	12.4万人	14.1万人

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮利治教授)速報値により算出

※三重県数値は、将来推計人口(65歳以上)に上記有病率を乗じた数値

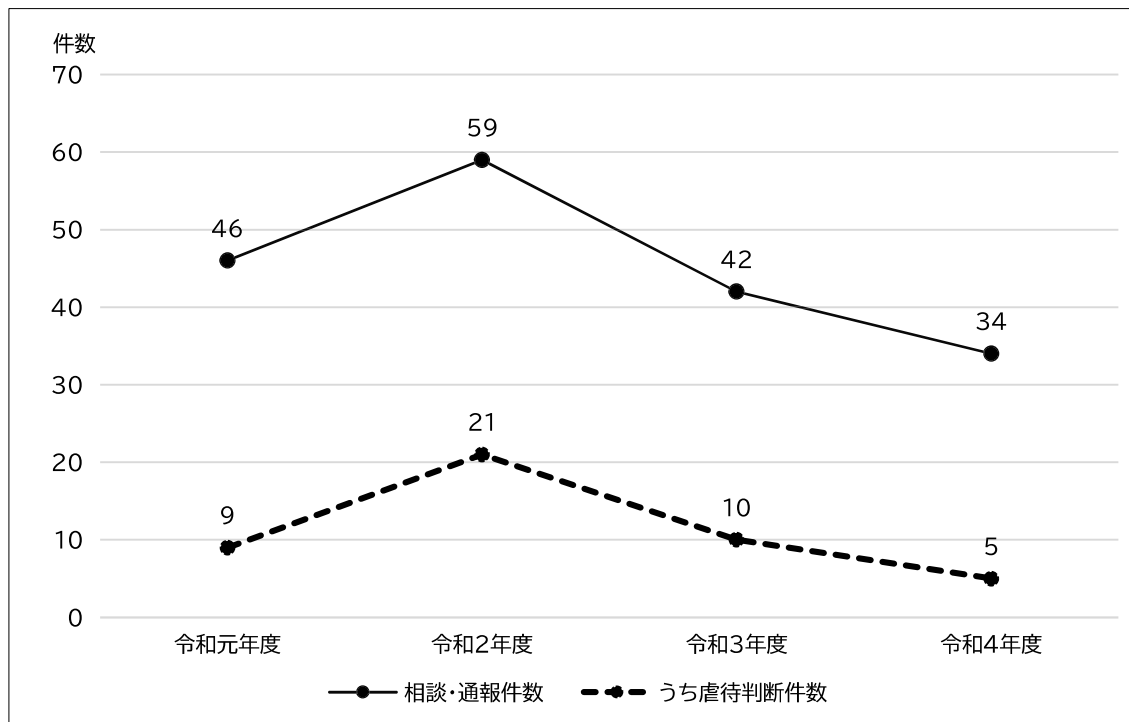
出典:「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(第9期三重県介護保険事業支援計画および第 10 次三重県高齢者福祉計画)

③高齢者虐待の状況

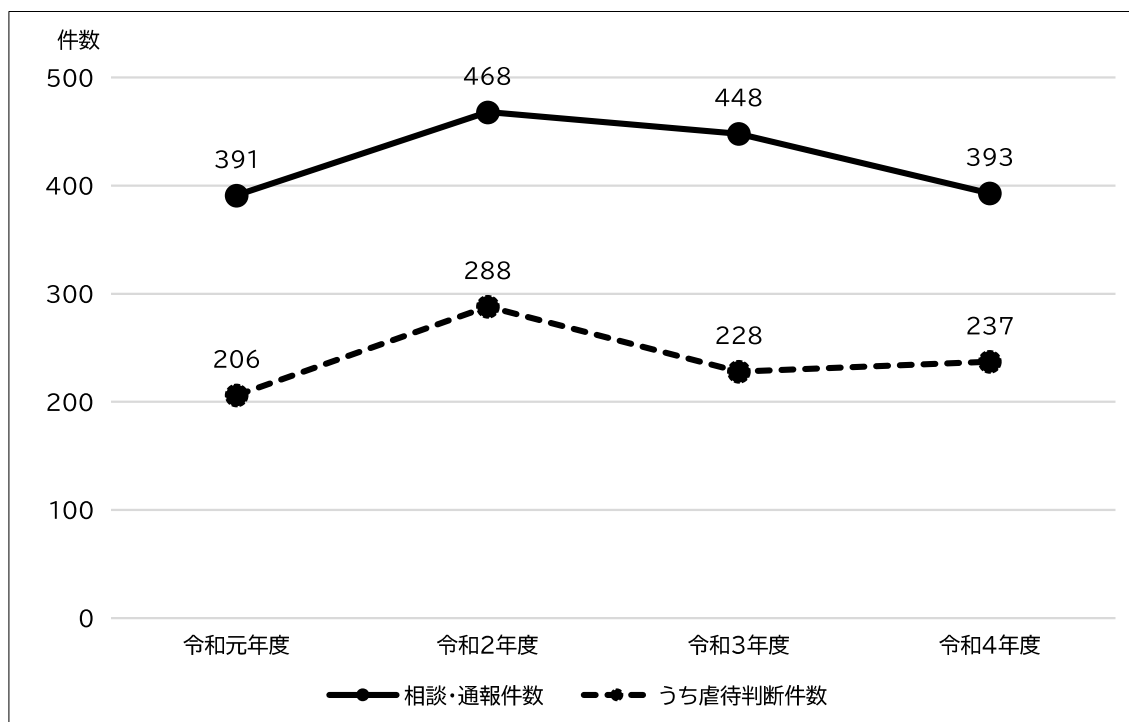
令和5(2023)年 12 月に厚生労働省が発表した「令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(高齢者虐待対応状況調査)」によると、全国では、高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数とも前年度より増加し、養介護施設従事者等によるものはいずれも過去最多となりました。

高齢者虐待には養介護施設従事者等によるものと養護者によるものがあり、三重県の令和4(2022)年度の高齢者虐待の状況は、相談・通報件数は、いずれも前年度より減少しています。また、虐待と判断された件数は、養介護施設従事者等によるものは前年度より減少していますが、養護者によるものは前年度より増加しています。

図表6 高齢者虐待の推移(養介護施設従事者等によるもの)



図表7 高齢者虐待の推移(養護者によるもの)



出典:厚生労働省公表「令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(図表6・7)

(2)障がい者

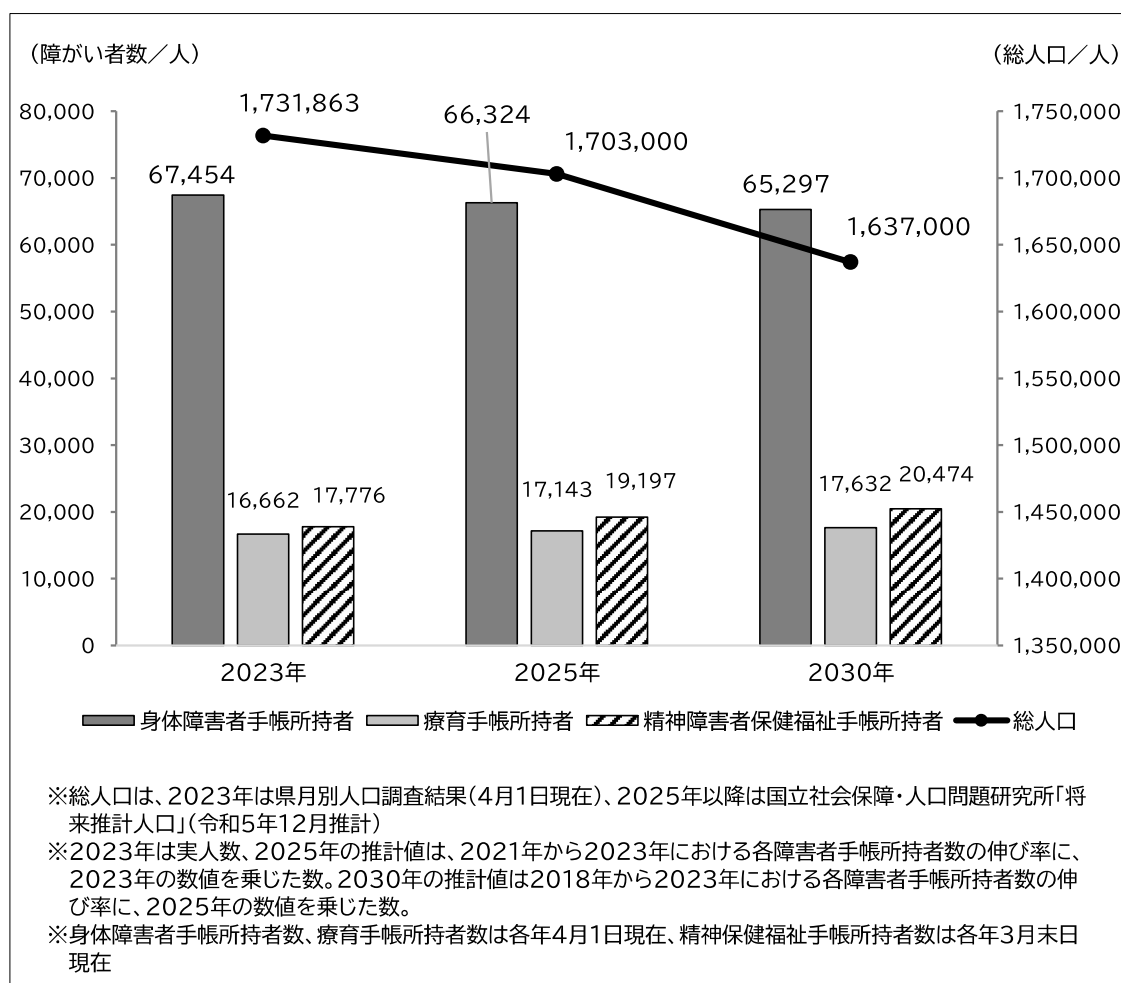
①障がい者数の推移

三重県の令和5(2023)年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数は、6万7,454 人、療育手帳所持者数は1万6,662 人、令和5(2023)年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1万7,766 人となっています。

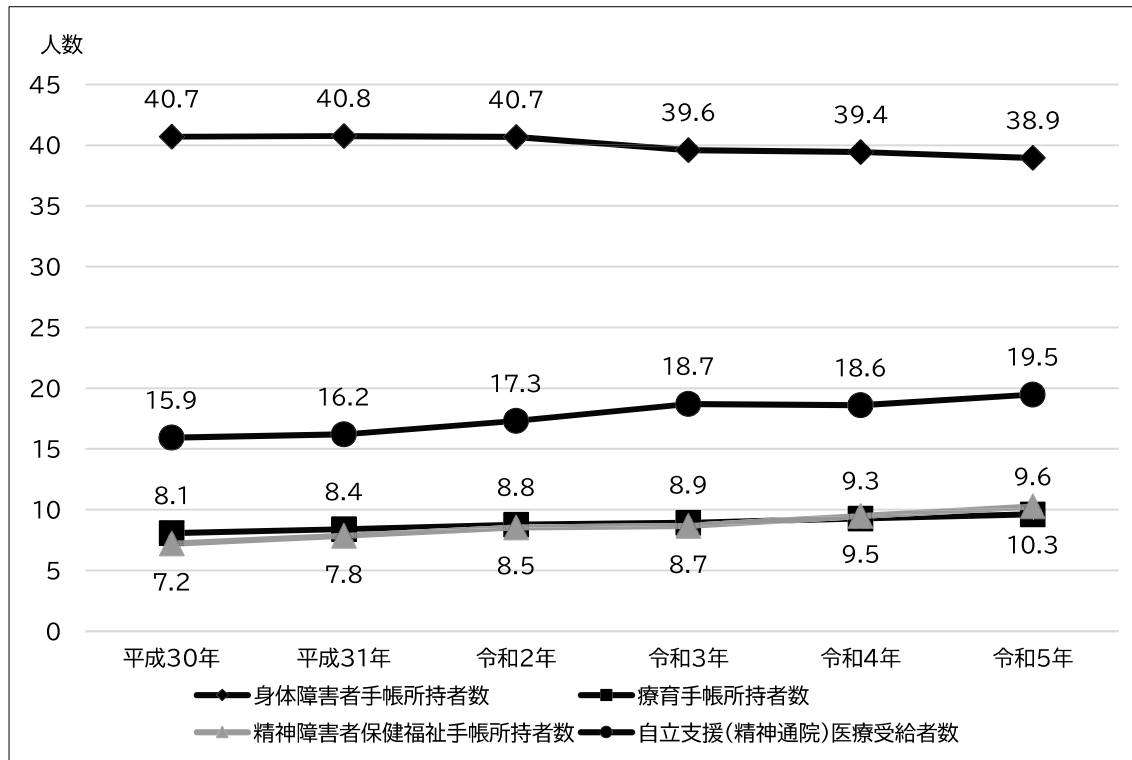
身体障害者手帳所持者数は近年減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が、令和2(2020)年の国勢調査結果に基づいて行った推計によると、三重県の総人口は令和2(2020)年の約177 万人から、令和12(2030)年には約 164 万人まで減少するとされています。この前提をもとに三重県の障がい者数の将来推計を行ったところ、身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少していくものと見込まれます。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、人口あたりの割合が上昇傾向にあることから、総人口が減少しても手帳所持者数は増加していくものと見込まれます。

図表8 障がい者数の将来推計



図表9 人口千人あたりの障がい者数の推移



出典:「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024 年度～2026 年度ー」(図表8・9)

②医療的ケア児・者

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

県では、医療的ケア児の実数を把握するため、三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターと協働し、全国に先駆けて平成 28(2016)年度から調査を行っています。その結果、在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数は、214 人(平成 28(2016)年度)から 309 人(令和4(2022)年度)と年々増加傾向にあり、そのうち人工呼吸器を使用する医療的ケア児数は、40 人(平成 28(2016)年度)から 88 人(令和4(2022)年度)と約 2.2 倍に増加しています。

図表 10 在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数

(単位:人)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数		241	240	252	306	309
内 訳	人工呼吸器	60	73	77	79	88
	気管切開	70	78	74	77	84
	胃瘻	67	71	87	90	92
	経鼻 経管栄養	49	55	58	55	50
	在宅酸素	77	76	84	86	97
	糖尿病管理(他の医療的ケアあり)	—	—	—	4	1
	糖尿病管理のみ	—	—	—	33	32

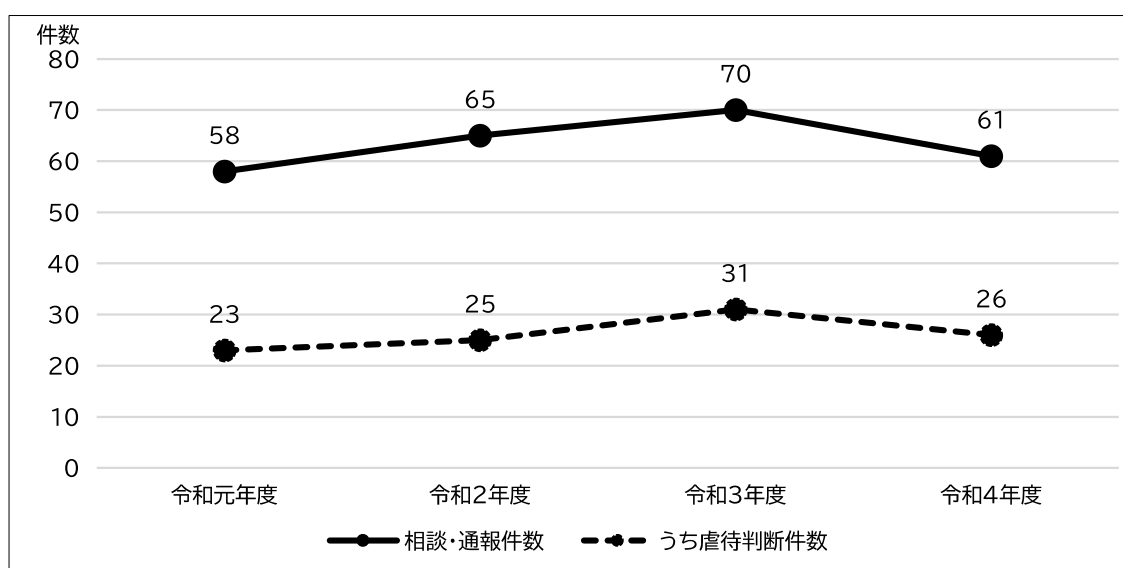
出典:三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターおよび三重県調べ

③障がい者虐待の状況

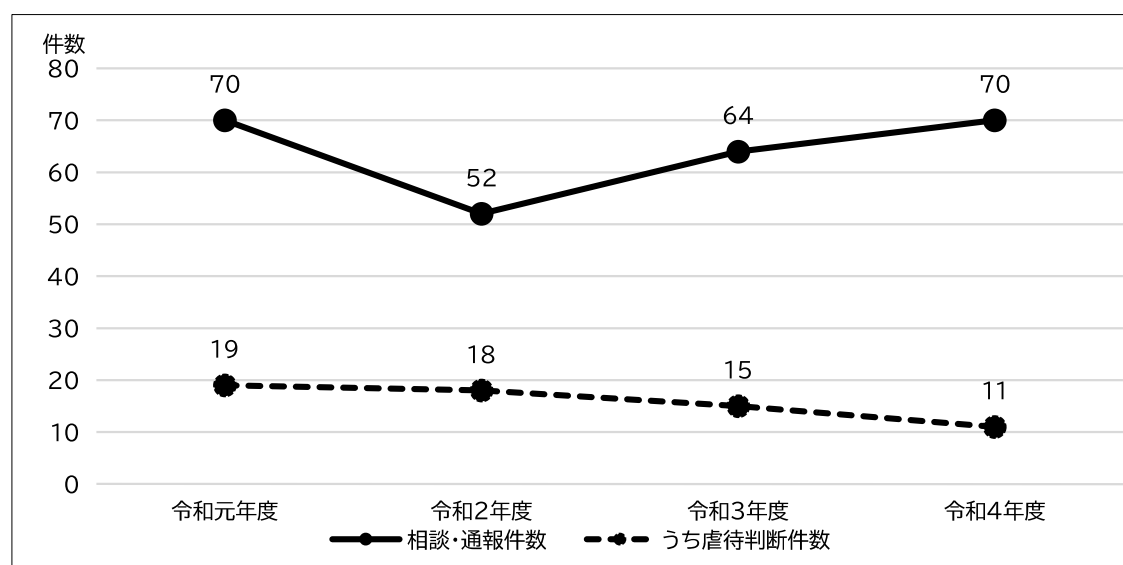
令和5(2023)年12月に厚生労働省が発表した「令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」によると、全国では、障がい者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数とも前年度より増加しました。

三重県の令和4(2022)年度の状況について、相談・通報件数は、養護者によるものは前年度より減少していますが、障害者福祉施設従事者等によるものは前年度より増加しています。また、虐待と判断された件数は、養護者によるものと障害者福祉施設従事者等によるものについて、いずれも前年度より減少しています。

図表 11 障がい者虐待の推移(養護者によるもの)



図表 12 障がい者虐待の推移(障害者福祉施設従事者等によるもの)



出典:三重県子ども・福祉部作成(図表 11・12)

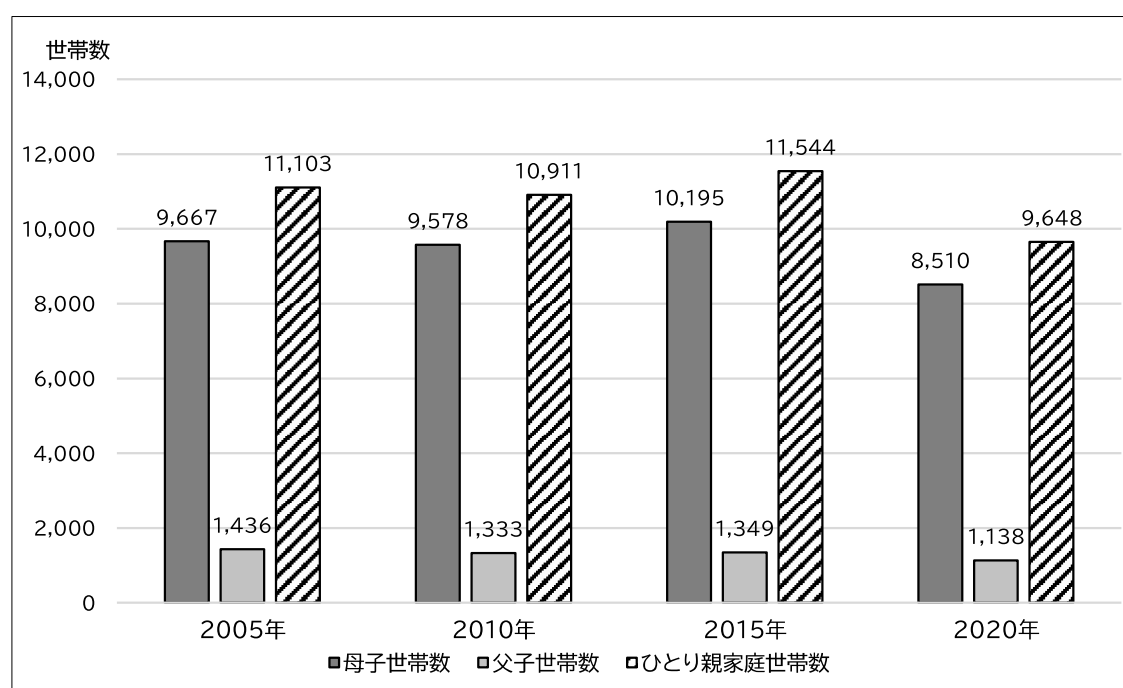
(3)子ども

①ひとり親家庭の状況

三重県の令和2(2020)年ひとり親家庭(他の世帯員を含まない)世帯数は、平成27(2015)年と比較して、母子世帯と父子世帯ともに減少しており、母子世帯は8,510世帯、父子世帯は1,138世帯となっています。

平成27(2015)年の国勢調査によると、20歳未満の世帯員のいる世帯は16万7,446世帯となっており、母子世帯の割合は5.1%、父子世帯の割合は0.7%であり、ひとり親世帯全体で5.8%となっています。

図表 13 ひとり親家庭世帯数



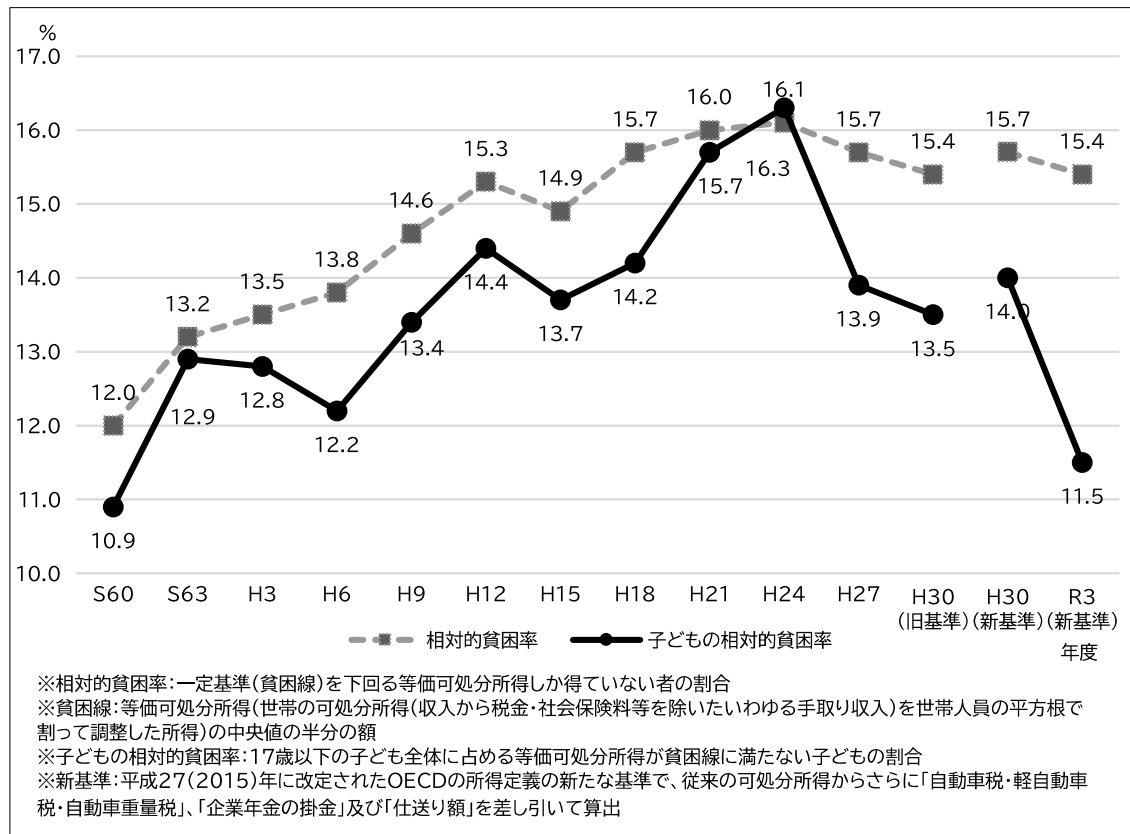
出典：総務省「国勢調査」

②子どもの貧困の状況

子どもの貧困率(全国)は、令和3(2021)年に 11.5%となっており、平成 30(2018)年に比べて 2.5 ポイント低下しています。

また、子どもがいる現役世帯(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯)のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は、40%を超えています。

図表 14 貧困率の推移(全国)



図表 15 子どもがいる現役世帯の貧困率の状況

単位:%

	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30		R3
								旧基準	新基準	
子どもがいる現役世帯	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

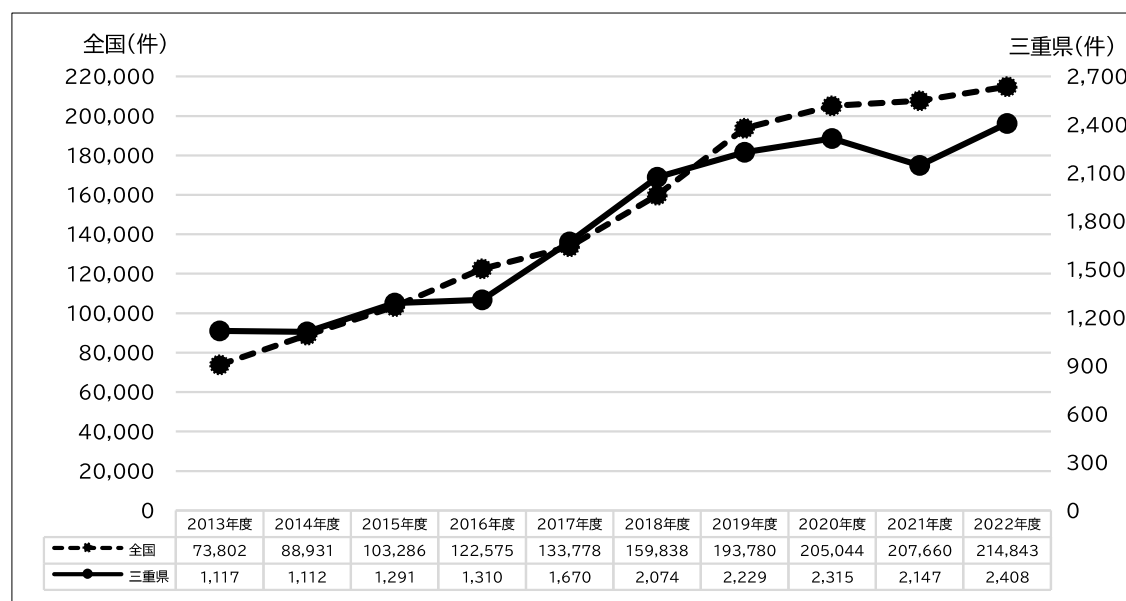
出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(図表 14・15)

③児童虐待の状況

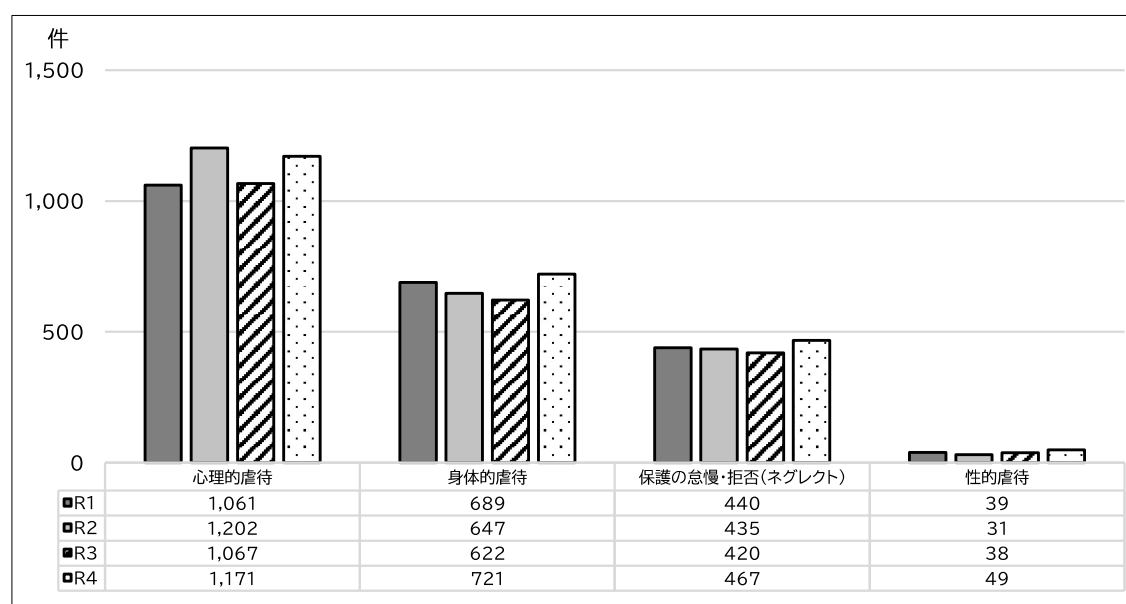
こども家庭庁の福祉行政報告例によると、令和4(2022)年度における全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 21 万 4,843 件と年々増加しています。県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4(2022)年度には、2,408 件(前年度比 112.2%、261 件増)となり、過去最多件数を更新しました。

なお、相談種別では、心理的虐待が最も多くなっており、令和4(2022)年度には 1,171 件となっています。

図表 16 児童虐待相談対応件数



図表 17 相談種別別件数



(出典)厚生労働省「福祉行政報告例」(図表 16・17)

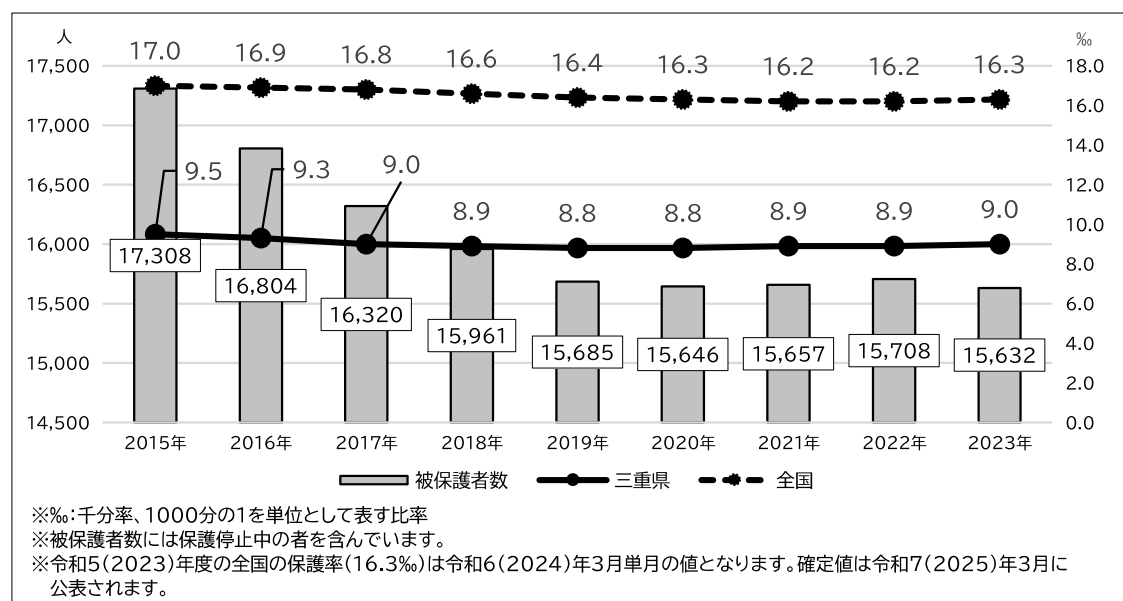
(4)生活困窮者等

①生活保護の状況

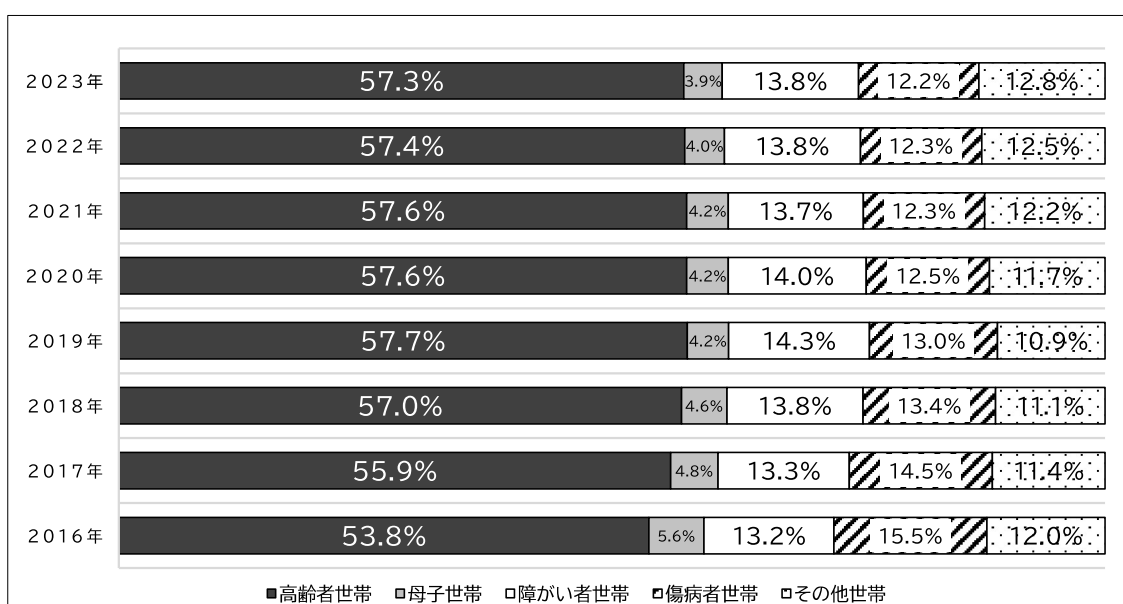
三重県の保護率は、9.0‰前後で推移しており、令和 5(2023)年度の保護率は9.0‰となっています。全国の保護率は 17‰前後で推移しており、三重県の保護率は全国よりも低く推移しています。

また、生活保護を受給している世帯を類別すると、令和 5(2023)年度では高齢者世帯と障がい・傷病世帯で全体の 71.1%を占めています。

図表 18 生活保護受給者(被保護者)の推移



図表 19 世帯類型別の推移



出典:厚生労働省「被保護者調査」(図表 18・19)

②生活困窮者の状況

平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法により、各福祉事務所設置自治体において、各々の状況に応じた相談支援体制が構築され、生活困窮者に対する自立支援が実施されてきました。

三重県全体での新規相談受付件数は、令和5年度で 3,551 件となっています。

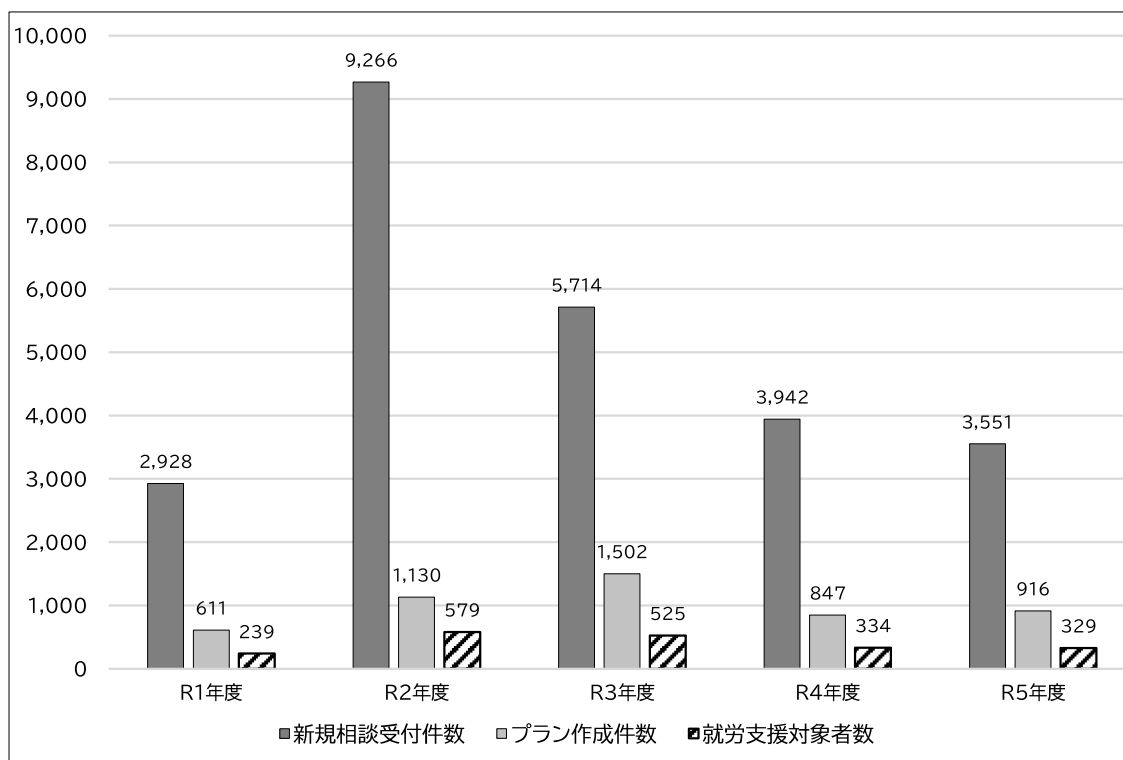
図表 20 生活困窮者自立支援制度における支援状況

新規相談受付相談件数

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規受付相談件数	三重県	2,928	9,266	5,719	3,942	3,551
人口10万人あたりの相談件数	三重県	13.3	42.3	26.5	18.4	16.7
	全国	16.2	51.4	36.6	23.4	-

※令和5年度の全国の件数は未公表。

図表 21 県内の自立相談支援機関による支援状況



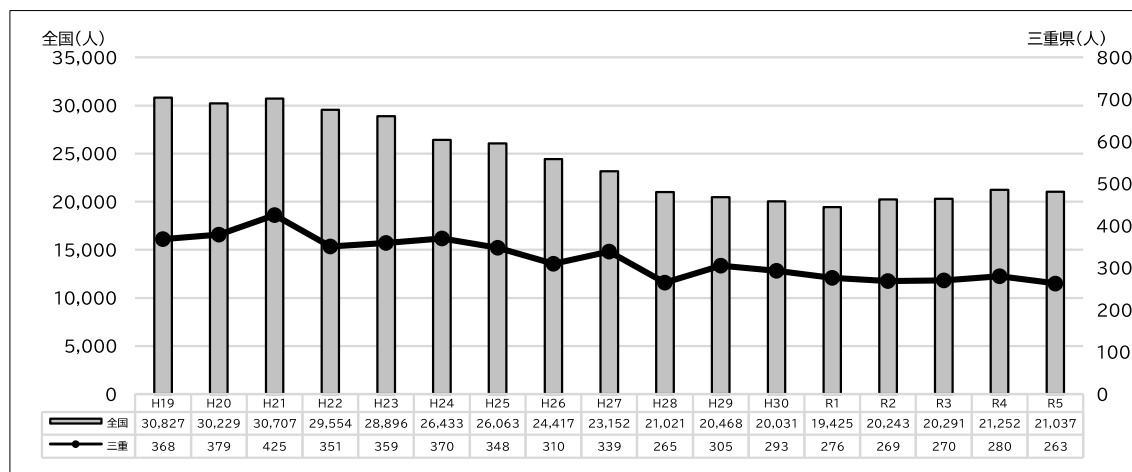
出典：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について」(図表 20・21)

(5)自殺者

①自殺者の推移

全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2(2020)年の自殺者数は20,243人と11年ぶりに増加しました。三重県の令和5(2023)年の自殺者は263人と前年より17人減少しました。

図表 22 自殺者数の推移

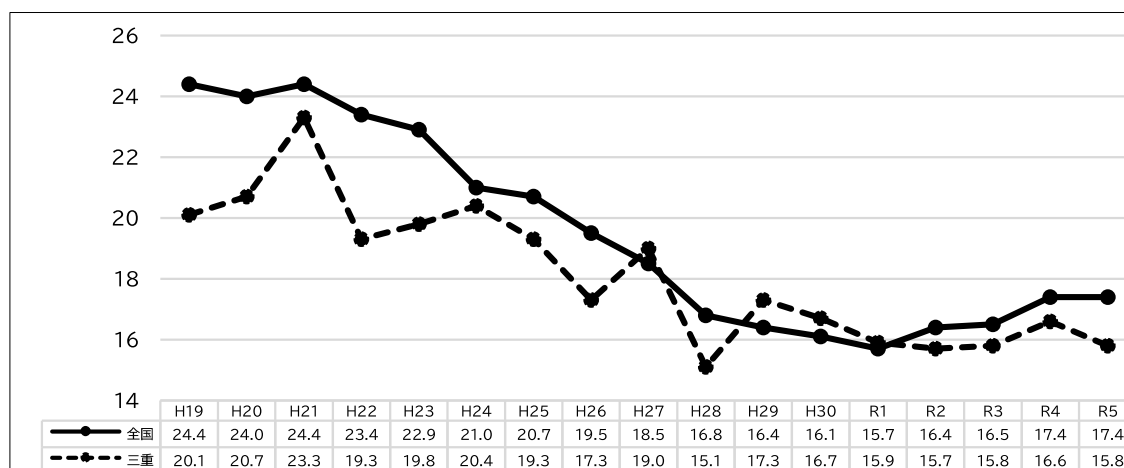


出典：厚生労働省「人口動態統計」

②自殺死亡率

全国の自殺死亡率は平成 22(2010)年頃から減少し始め、平成 26(2014)年以降は 20.0 以下で推移しています。三重県の自殺死亡率はおおむね全国と同様の傾向で推移しており、令和5(2023)年は 15.8 となっています。

図表 23 自殺死亡率(人口 10 万人あたり)

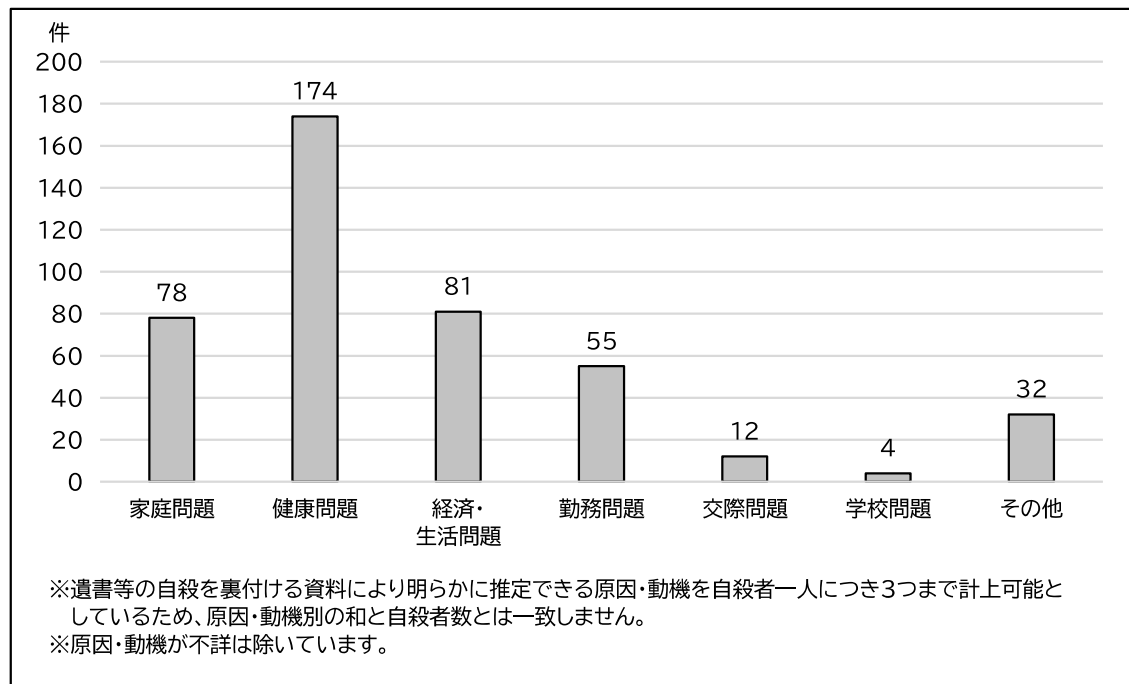


出典：厚生労働省「人口動態統計」

③動機・原因別の状況

三重県における自殺の原因・動機別件数は、令和5(2023)年には「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっています。

図表 24 原因・動機別の状況



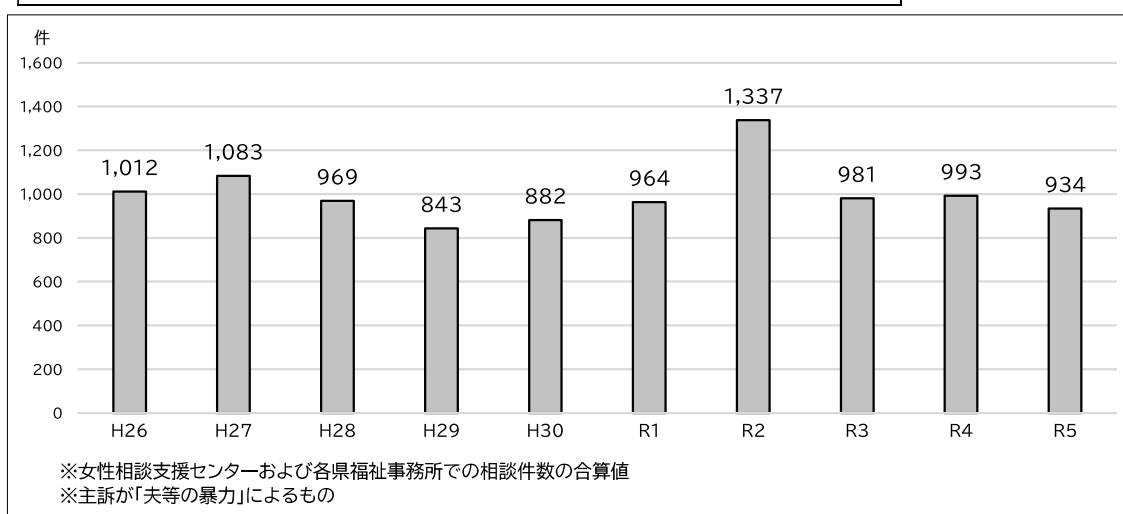
出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6)DV

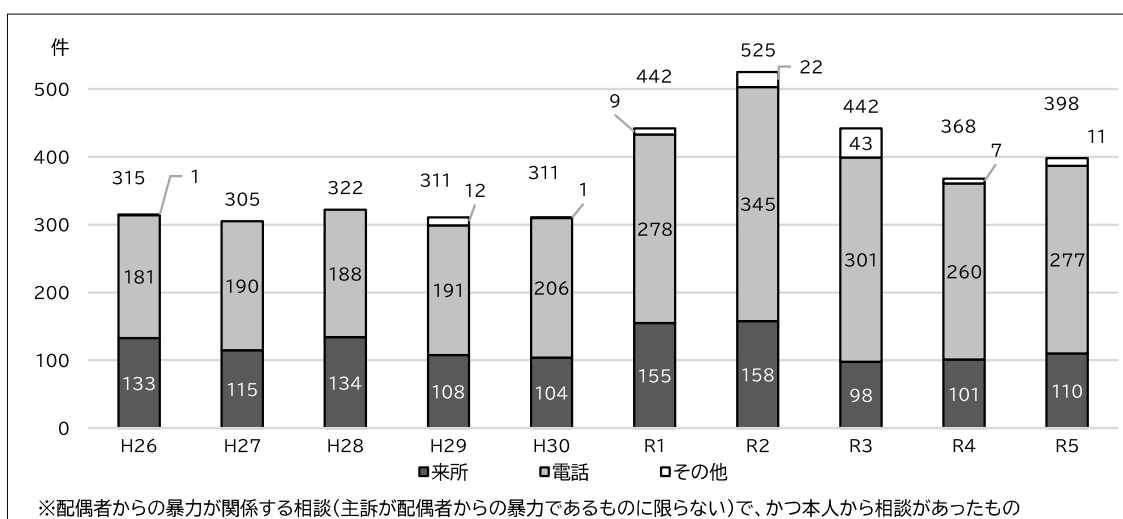
DV相談件数は、令和2(2020)年度に急増しており、その後は再び減少傾向にありますが、依然として高い相談件数を維持しています。新型コロナウイルス感染症の影響が令和2(2020)年度における相談件数の急増に大きく影響した可能性が高く、社会的な拘束や不安感が増したことで、DVの被害者が支援を求める動機が強まったと考えられます。

また、相談件数は少数ですが、男性のDV被害相談者も一定数存在します。

図表 25 女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数



図表 26 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



※男性からの相談件数は次のとおり(図表 26 の内数)

(単位:件)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3	1	5	7	9	11	14	17	12	9

出典:三重県子ども・福祉部作成(図表 25・26)

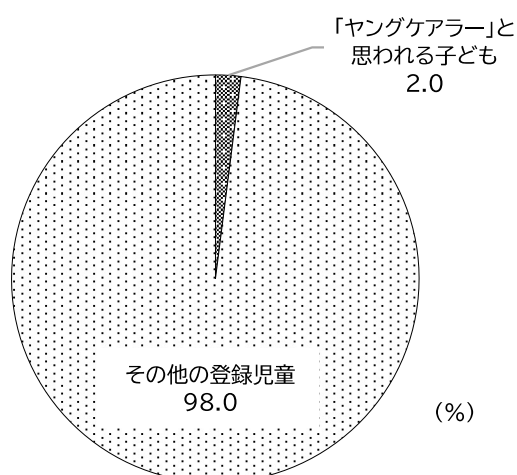
(7)ヤングケアラー

県内の要保護児童対策地域協議会を対象に実施した「ヤングケアラーへの対応に関するアンケート」によると、令和3(2021)年度のケース登録件数の合計は 5,586 件で、そのうち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数は 111 件(2.0%)でした。

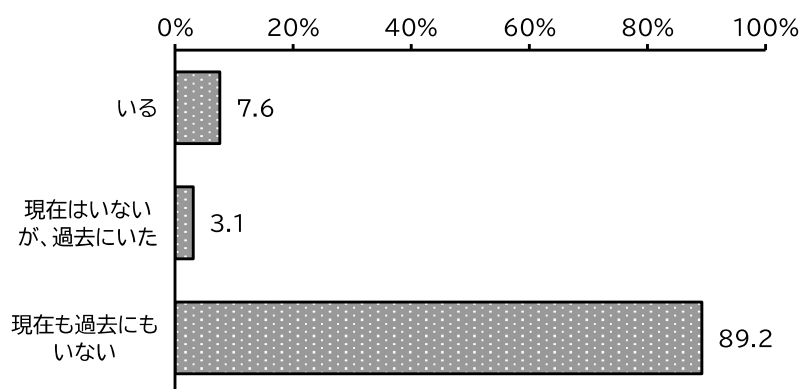
一方で、令和 4(2022)年に県内の中学生以上 22 歳以下のネットリサーチモニターを対象に実施した「子どもと若者の家族・家庭に関するアンケート」においては、家族の中における世話(ケア)をする相手の有無は、「現在も過去にもいない」が 539 件(89.2%)で最も多く、「いる」は 46 件(7.6%)、「現在はいないが、過去にいた」は 19 件(3.1%)となっています。

家庭内のことで問題が表に出にくいことから、実態の把握が難しく、ヤングケアラーである子ども自身やその家族が問題を認識していないなど、潜在化しやすいことに留意する必要があります。

図表 27 ヤングケアラーと思われる子どもの割合



図表 28 世話(ケア)をする相手の有無



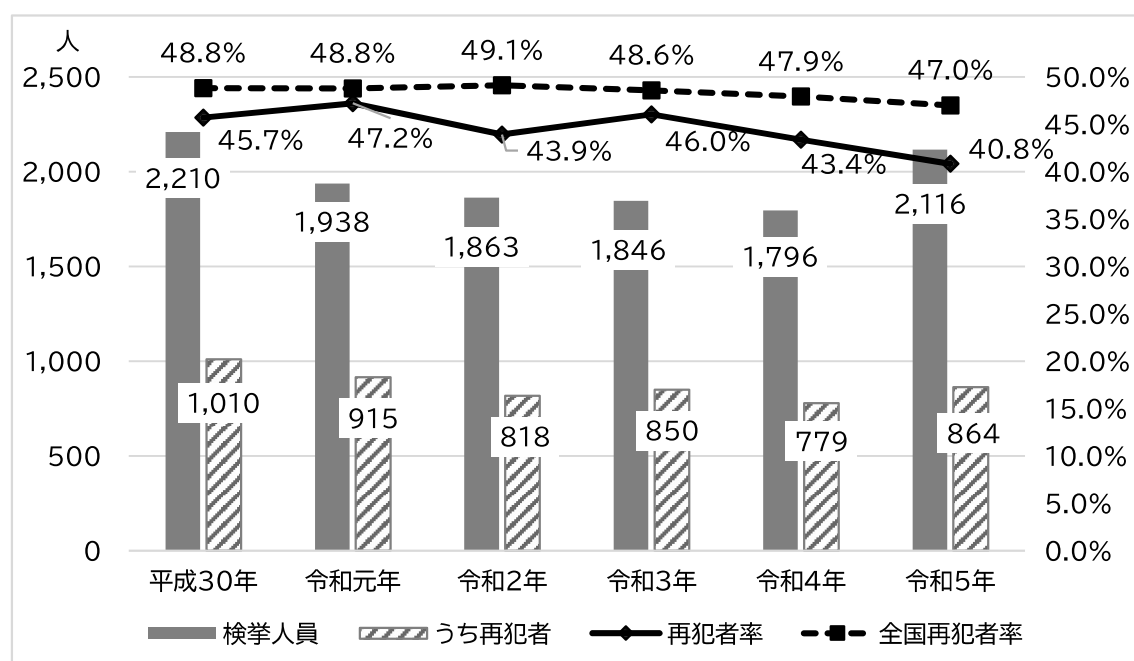
出典：三重県ヤングケアラー実態調査報告書(図表 27・28)

(8)犯罪に至った者等

三重県の刑法犯検挙者数は令和4(2022)年までは減少傾向にありましたが、令和5(2023)年は上昇に転じて 2,116 人となっており、令和元年以降初めて 2,000 人を超えています。

一方、再犯者率は令和5(2023)年は 40.8%であり、平成 30(2018)年と比較し、4.9 ポイント減少しており、全国との比較では総じて低い傾向にあります。

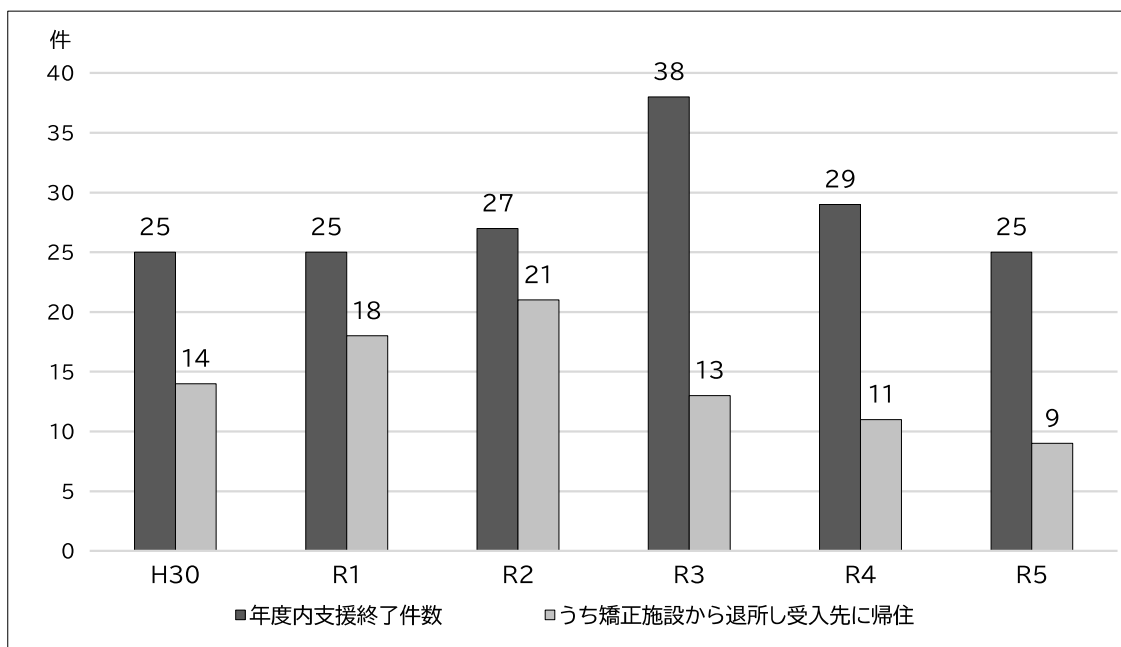
図表 29 刑法犯検挙者に占める再犯者の割合



出典:三重県警察本部から提供

三重県では、高齢または障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰を支援するために、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、福祉サービスにつなげるための支援を保護観察所等と協働して進めています。

図表 30 三重県地域生活定着支援センターの支援状況(コーディネート業務)



(図表 30 の内訳)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受入先等						
更生保護施設・自立準備ホーム	5	5	1	3	3	4
自宅・アパート・公営住宅等	3	1	2	0	0	2
障害者支援施設	0	1	5	0	1	1
グループホーム・ケアホーム	3	3	9	7	4	1
病院	1	0	2	0	1	0
救護施設	1	3	2	1	1	0
サービス付き高齢者向け住宅	0	2	0	1	0	0
養護老人ホーム	1	0	0	1	1	0
有料老人ホーム	0	2	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0	1
無料定額宿泊所・簡易宿泊所	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0
小計(受入先に帰住した件数)①	14	18	21	13	11	9
他センターへ依頼②	10	6	5	23	16	14
支援辞退など③	1	1	1	2	2	2
合計(①+②+③)	25	25	27	38	29	25

出典: 三重県子ども・福祉部作成

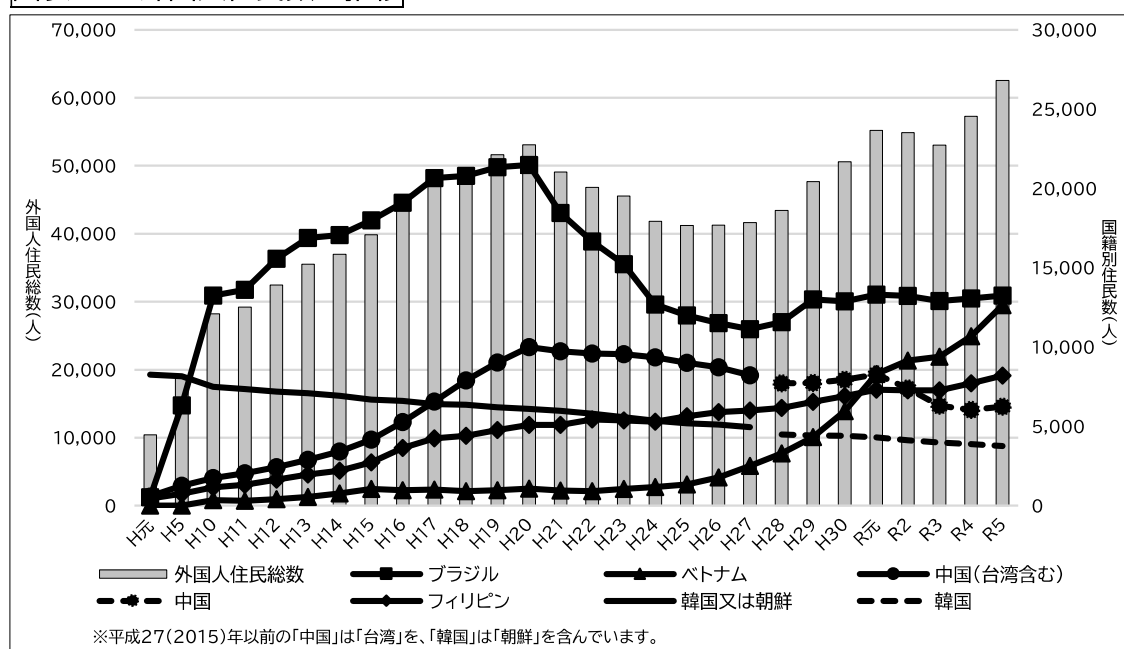
(9)外国人

①外国人住民の状況

三重県における外国人住民数は、平成 26(2014)年から令和元(2019)年まで6年連続で増加し、令和2(2020)年からは2年続けて減少しましたが、令和4(2022)年から再び増加に転じ、令和5(2023)年 12 月末には過去最多の 6 万 2,561 人となりました。

国籍別では、ブラジルが 13,241 人と最も多く、全体の 21.2%を占め、以下ベトナム、フィリピン、中国、韓国と続いており、上位5か国で全体の7割を占めています。近年ではベトナム、インドネシア、ネパール、スリランカなどのアジア圏の人の割合が増加しています。

図表 31 外国人住民数の推移

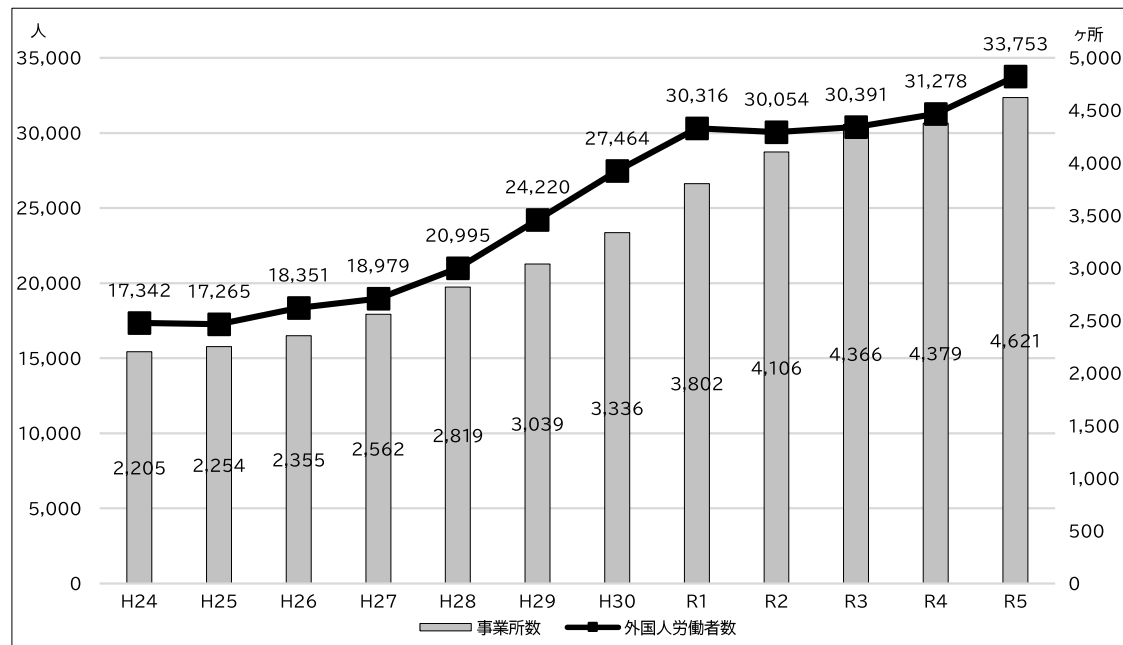


出典：三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査」

②外国人労働者の状況

令和5(2023)年10月末現在の三重県の外国人労働者数は3万3,753人と過去最多を更新しています。

図表 32 外国人雇用事業所と外国人労働者数の推移



出典：厚生労働省 三重労働局『『外国人雇用状況』の届け出状況』

(10)ひきこもり

内閣府が令和4(2022)年 11 月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、「広義のひきこもり※」の出現率は、15 歳以上 39 歳以下で 2.05%、40 歳以上 64 歳以下では 2.02%と報告されています。

県の調査(月別人口調査を集計した年報(令和 5(2023)年 10 月 1 日現在))における人口に、上記出現率を乗じて算出した三重県の「広義のひきこもり(推計値)」は、約2万人となります。

図表 33 三重県における「広義のひきこもり」推計値

年齢層	三重県の人口	割合(出現率)	推計値
15 歳以上 39 歳以下	399,517 人	2.05%	8,190 人
40 歳以上 64 歳以下	570,432 人	2.02%	11,523 人

合計 19,713 人

※「普段どれくらい外出しますか」という質問に対し、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」(以上「狭義のひきこもり」)、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」(準ひきこもり)と回答し、かつ、その状態となって6か月以上であると回答した者

内閣府が、15 歳以上 39 歳以下を対象に実施した平成 28(2016)年度「若者の生活に関する調査報告書」と、40 歳以上 64 歳以下を対象に実施した平成 30(2018)年度「生活状況に関する調査報告書」における「広義のひきこもり」の出現率は、それぞれ 1.57%、1.45%となっています。

各調査において、質問項目が一部異なることから単純比較はできませんが、令和4(2022)年度内閣府調査では、両年齢層で過去の調査より出現率が増加しています。

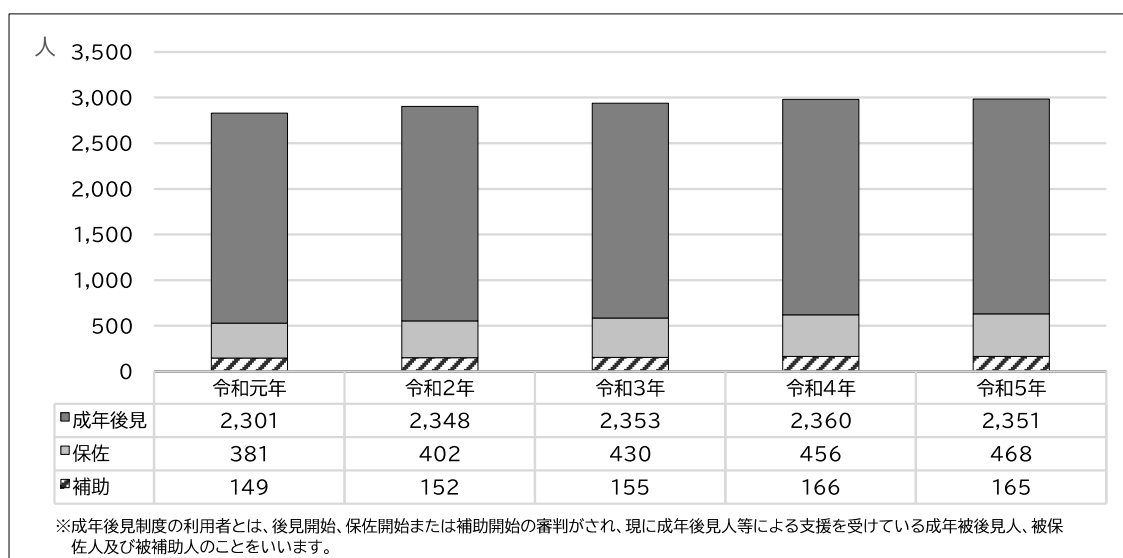
(11)権利擁護

①成年後見制度

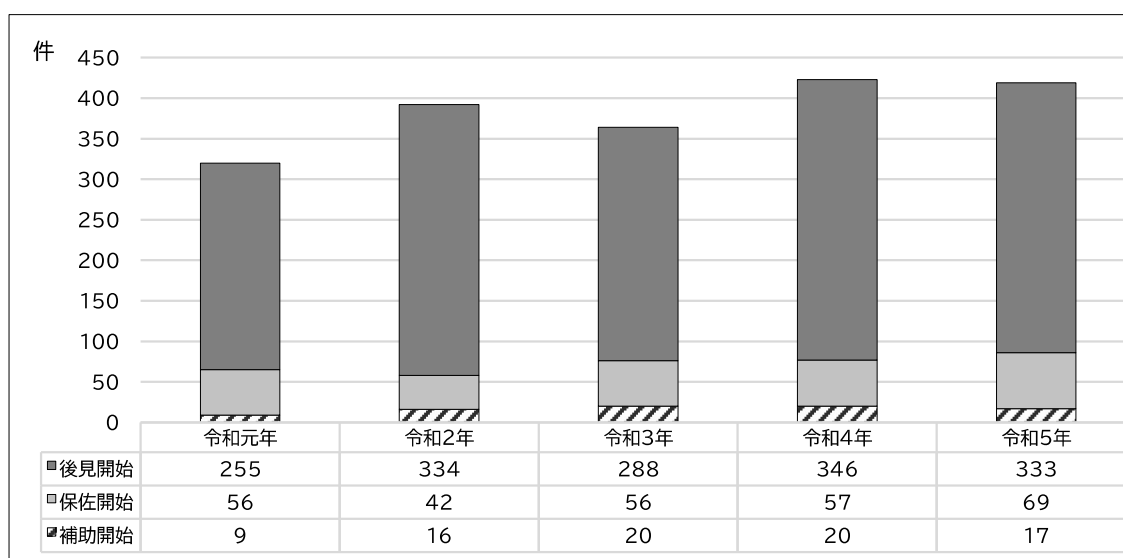
県内における成年後見制度の各事件類型における利用者数は、いずれも増加傾向にあり、令和5(2023)年12月末時点における利用者数は、成年後見 2,351 人、保佐 468 人、補助 165 人となっています。

また、成年後見制度申立件数について、令和5(2023)年の申立件数(1月から12月までに申立てのあった件数)は、後見開始 333 件、保佐開始 69 件、補助開始 17 件となっています。

図表 34 成年後見制度の利用者数の推移



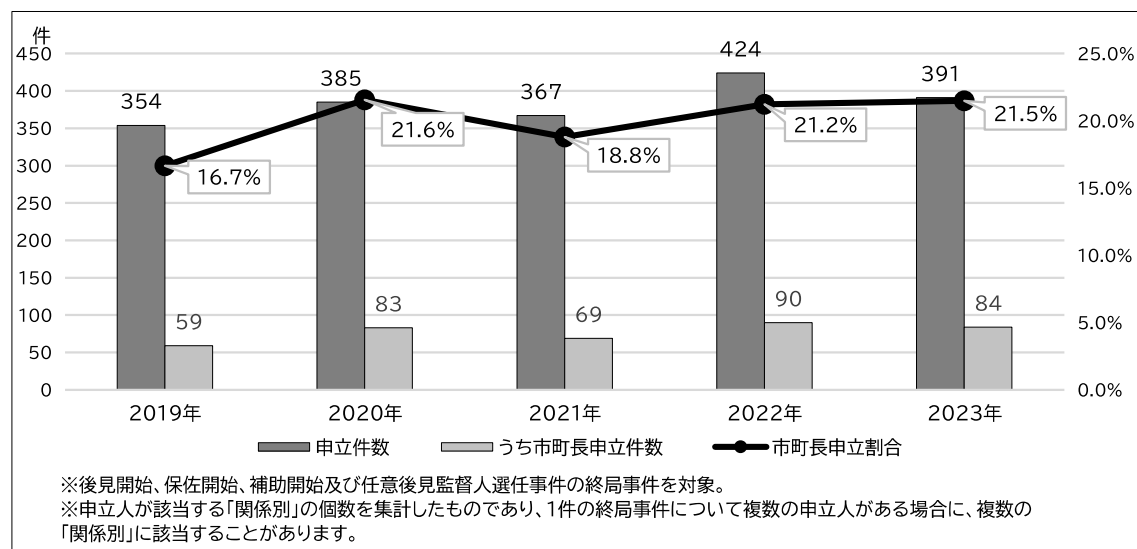
図表 35 申立件数の推移



出典：津家庭裁判所から提供(図表 34・35)

申立件数のうち、市町長による申立ての件数について、令和5(2023)年は 84 件となっています。

図表 36 申立人と本人との関係別件数

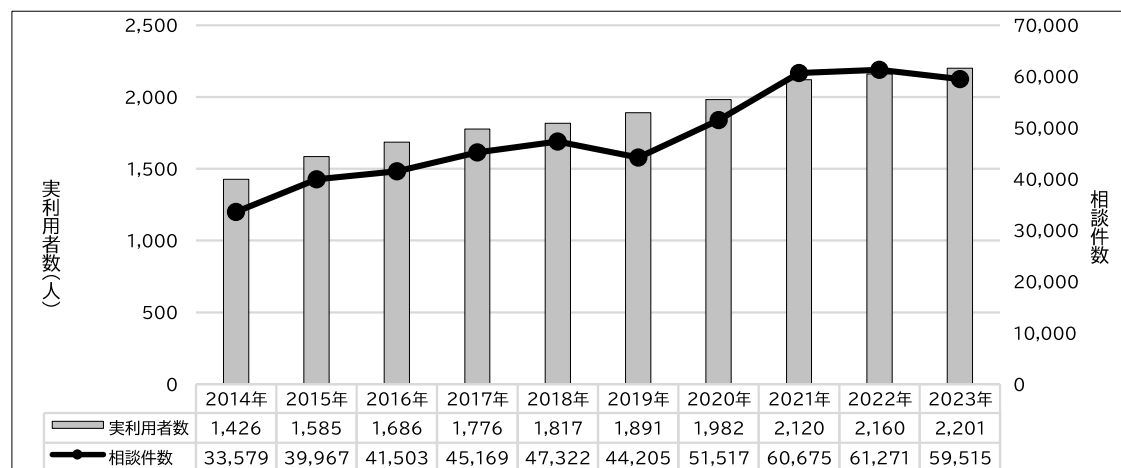


出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

②日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、県社協が実施する福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、令和5(2023)年 3 月末で 2,201 人となっています。

図表 37 日常生活自立支援事業利用者数の推移

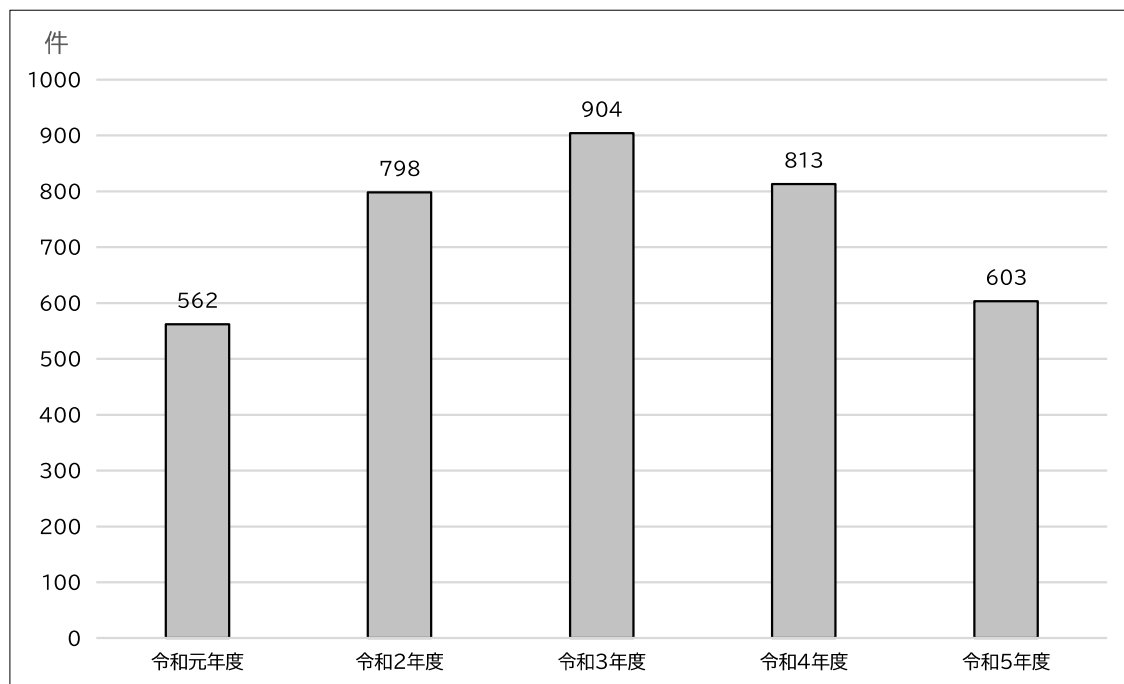


出典：三重県子ども・福祉部作成

(12)人権課題

「三重県人権センター」では、さまざまな人権問題の相談に応じています。令和 5 (2023)年度には 603 件の相談がありました。

図表 38 三重県人権センター相談受理件数



出典: 令和6(2024)年版「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」年次報告

3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

民生委員・児童委員数は、令和5(2022)年12月1日現在、定数 4,252 人に対して現員数 4,033 人となっています。

図表 39 民生委員・児童委員の定数等

	定数	現員数	充足率	平均年齢
令和5年12月1日	4,252 人 (347 人)	4,033 人 (341 人)	94.8% (98.3%)	66.6 歳 (62.3 歳)
令和4年一斉改選 (R4.12.1)	4,252 人 (347 人)	3,979 人 (334 人)	93.6% (96.3%)	66.7 歳 (62.3 歳)
令和元年一斉改選 (R1.12.1)	4,236 人 (345 人)	4,002 人 (333 人)	94.5% (96.5%)	66.1 歳 (60.5 歳)
平成 28 年一斉改選 (H28.12.1)	4,197 人 (343 人)	4,034 人 (337 人)	96.1% (98.3%)	65.2 歳 (58.4 歳)
平成 27 年 4 月条例制定 (H27.4.1)	4,135 人 (333 人)	4,065 人 (331 人)	98.3% (99.4%)	— —
平成 25 年一斉改選 (H25.12.1)	4,137 人 (335 人)	4,013 人 (329 人)	97.0% (98.2%)	64.1 歳 —

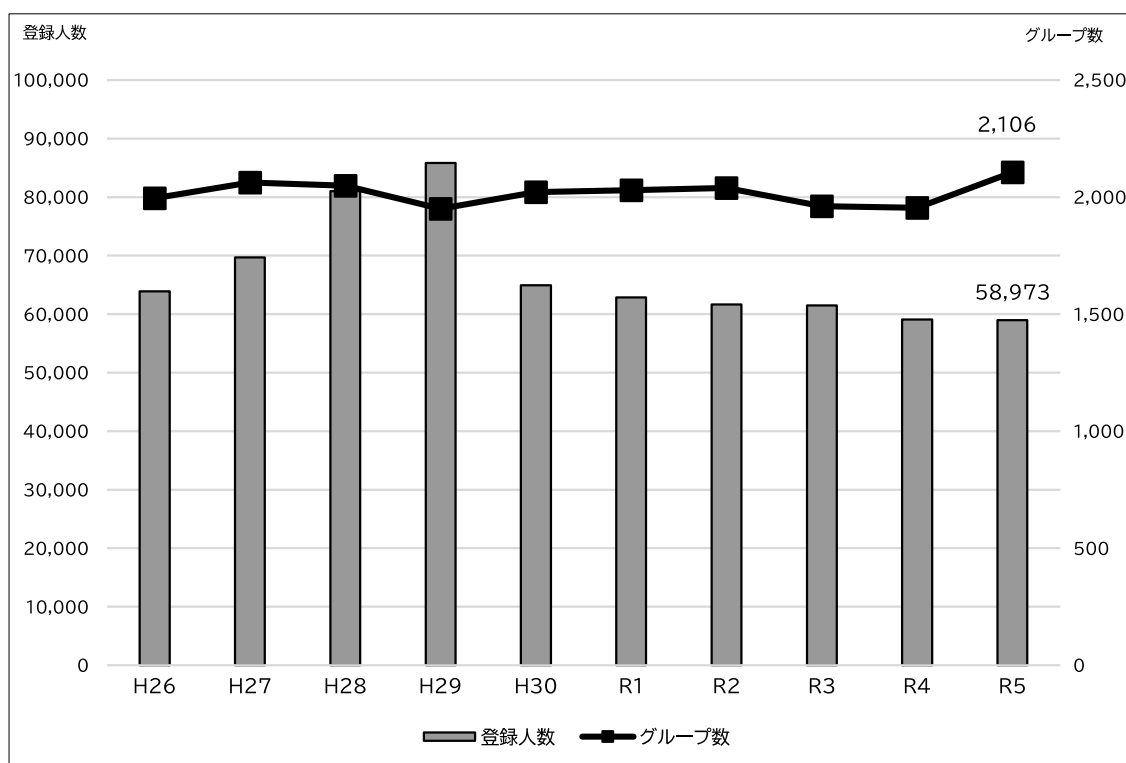
※()は主任児童委員の数で内数

出典：三重県子ども・福祉部作成

(2) ボランティア・NPO法人

県社協では、「三重県ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティアとして活動したい人の登録や活動先の紹介を行っています。「三重県ボランティアセンター」に登録しているボランティア会員数は、令和5(2023)年度末で 2,106 グループ、5 万 8,973 人となっています。

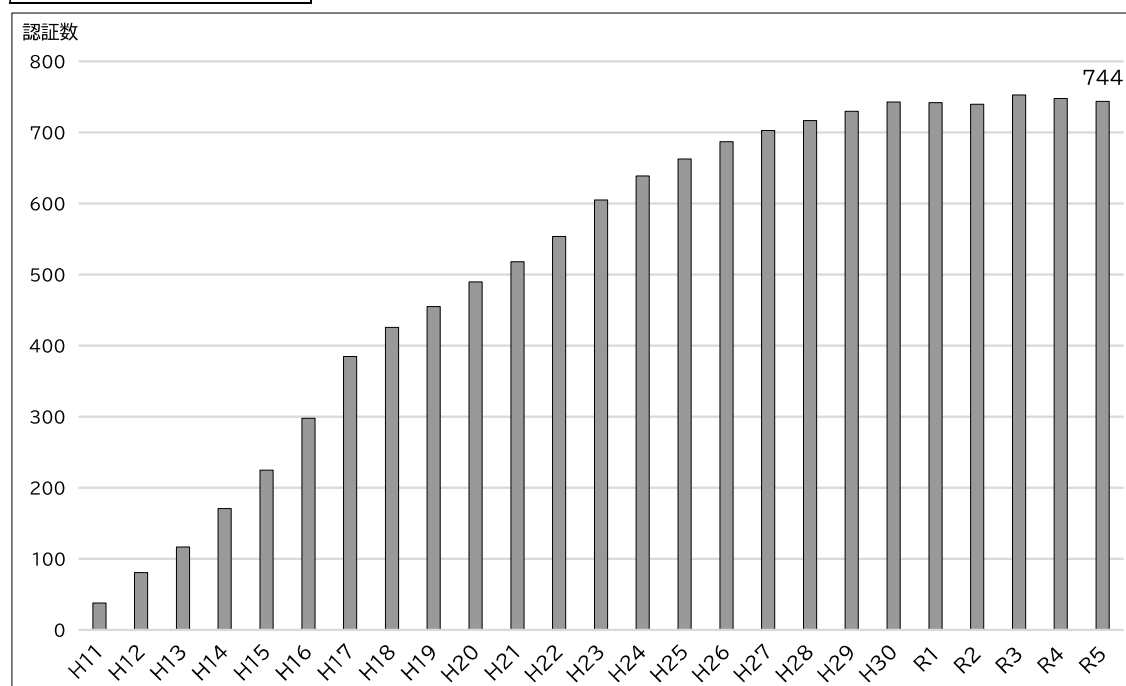
図表 40 ボランティア登録人数等の推移



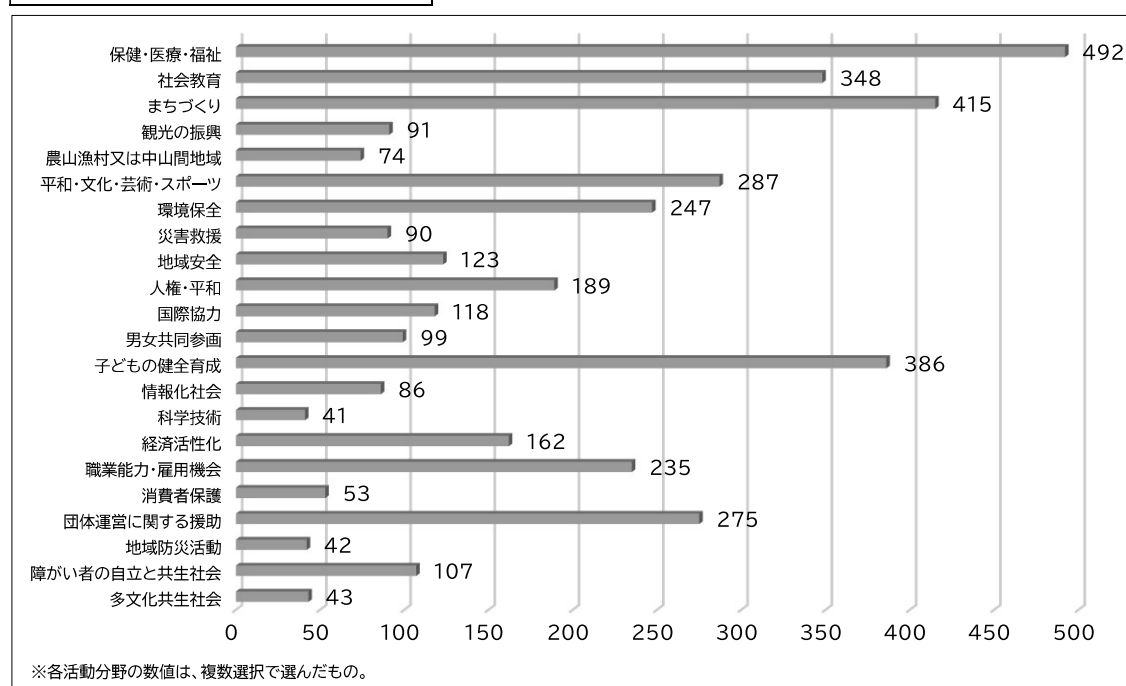
出典：三重県社会福祉協議会から提供

三重県におけるNPO法人数は、近年減少傾向にあり、令和6(2024)年3月 31日現在の法人数は744法人となっています。活動分野では、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで、「まちづくり」、「子どもの健全育成」、「社会教育」となっています。

図表 41 NPO法人数



図表 42 NPO法人の活動分野



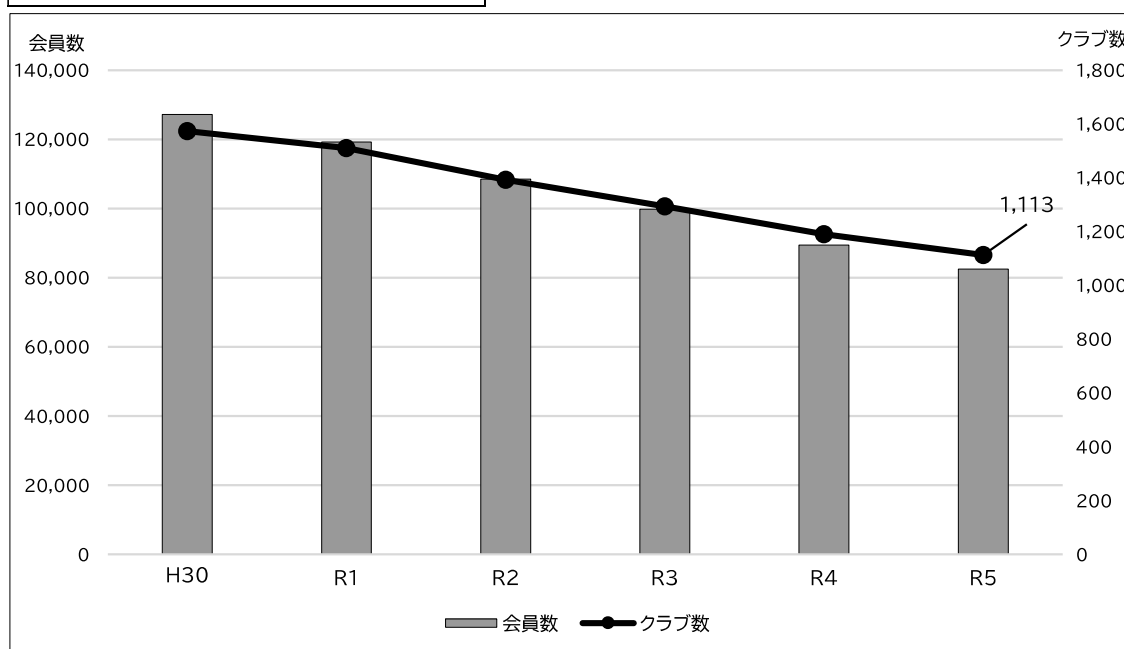
出典：データでみる三重県のNPO法人(図表 40・41)

(3) 老人クラブ活動

老人クラブは、60 歳以上の会員で構成する、地域を基盤としたおおむね 30 人以上の自主的な組織で、健康づくりや介護予防に資する活動のほか、近年では地域貢献活動にも力を入れており、友愛やボランティア活動、世代間交流、環境美化リサイクル活動など、地域の担い手としての活躍が期待されているところです。

一方で、老人クラブが抱える大きな課題に、高齢者が増え続けているにもかかわらず、老人クラブの数や会員が減少あるいは伸び悩んでいることが挙げられます。令和 5(2023)年 4 月現在の県内老人クラブ数は、1,113 クラブ(前年度比 93.5%)となっており、減少の一途をたどっています。また、会員の高齢化が進むことで若手層の後継者が不足し、クラブ存続が難しくなっています。

図表 43 老人クラブ会員数等の推移



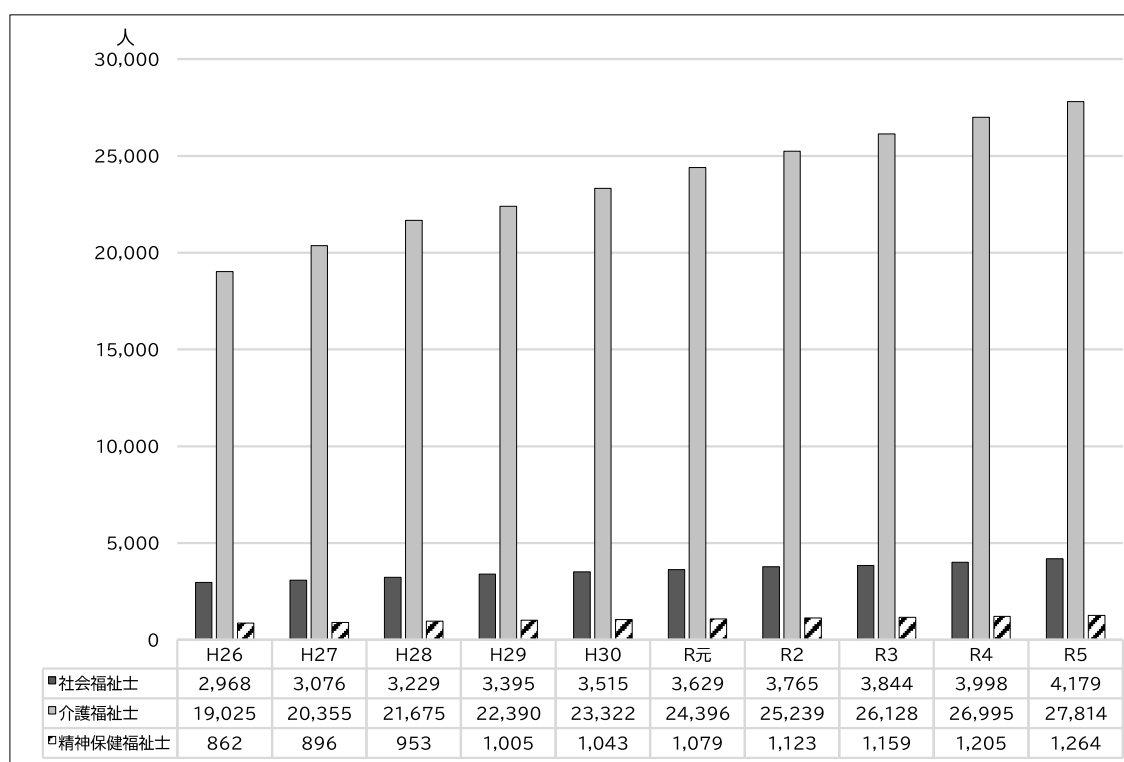
出典：三重県医療保健部作成

(4)社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士

社会福祉士をはじめ、福祉に関する専門職種は、高齢者支援、障がい児・者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活躍しています。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活躍が期待されています。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士数は年々増加しており、三重県における令和 6(2024)年 3 月末の登録者数は、社会福祉士 4,179 人、介護福祉士 2 万 7,814 人、精神保健福祉士 1,264 人となっています。

図表 44 社会福祉士等の登録者数



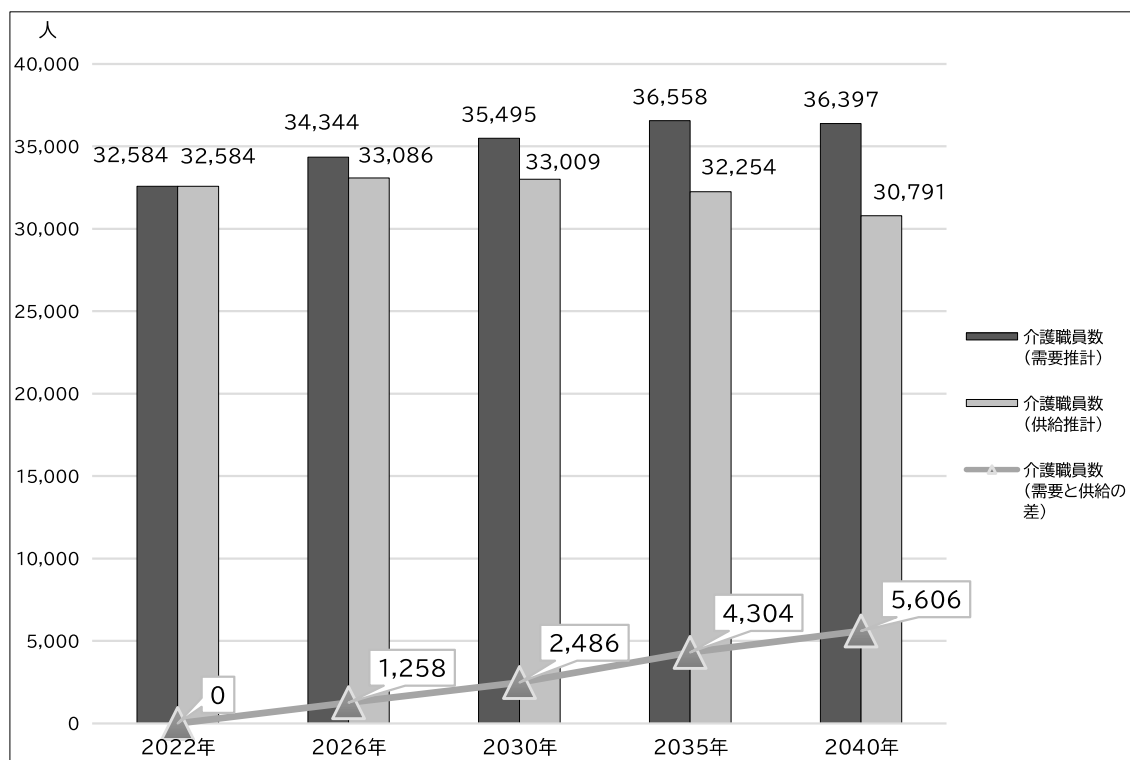
出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「各年度末の都道府県別登録者数」

(5)介護人材

高齢化の進展により、令和 22(2040)年にかけて、要介護認定率が高くなる 85 歳以上高齢者が増加する一方で、サービスの担い手の中心である生産年齢人口は急激に減少し、需給ギャップが拡大していくと見込まれています。

第9期計画介護人材需給推計では、令和 22(2040)年度の県内の介護職員の必要数は 36,397 人となり、現状推移で見込んだ介護職員数(供給)に比べると、5,606 人が不足すると推計されています。

図表 45 三重県の介護人材需給推計

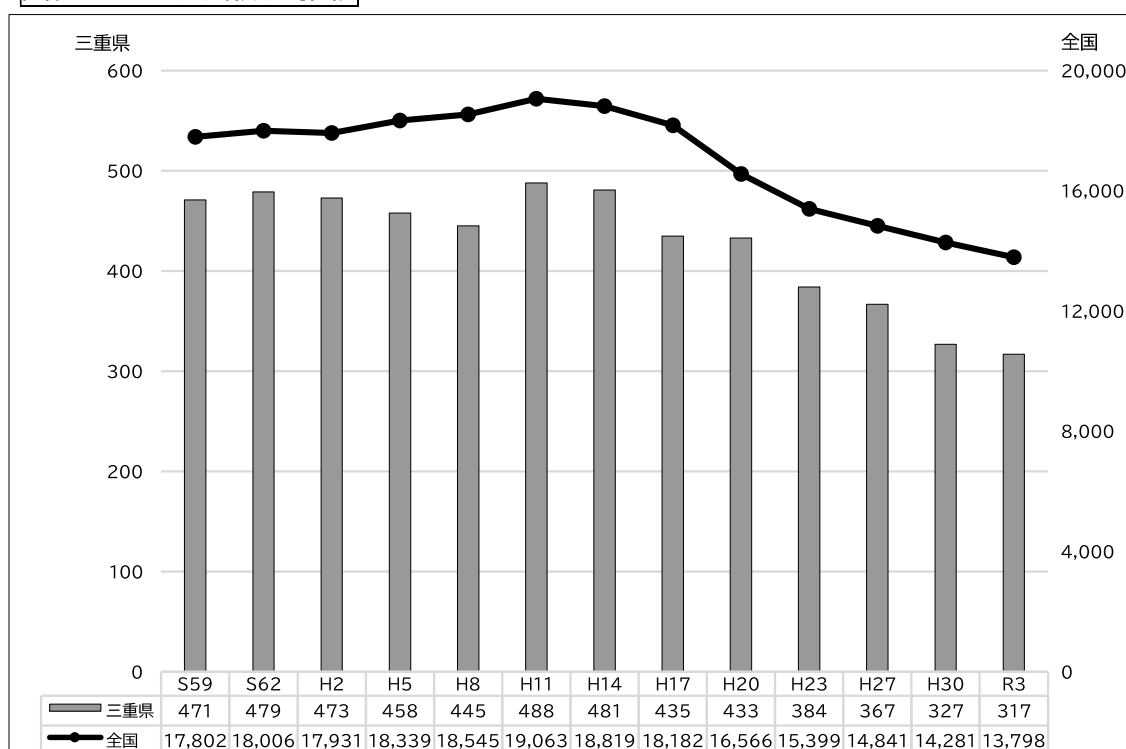


出典:厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」による推計(第9期計画)

(6) 公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われており、さらに、今後は、社会の要請に的確に対応した取組や、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ(地域社会)のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。文部科学省における社会教育調査によると、公民館の数は全国的にも年々減少してきており、令和3(2021)年 10 月 1 日現在の県内の公民館数(類似施設を含む)は 317 施設となっています。

図表 46 公民館数の推移



(出典)文部科学省「社会教育調査」

(7) 隣保館

隣保館は、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う施設であり、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組んでおり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しています。県内には、部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題を解決するための施設として、37 館の隣保館が設置されています。

(8)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。

県社協では、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用を支援する「日常生活自立支援事業」や、低所得世帯の自立を支援する「生活福祉資金貸付事業」に、市町社会福祉協議会(以下「市町社協」という。)と協力して取り組んでいます。

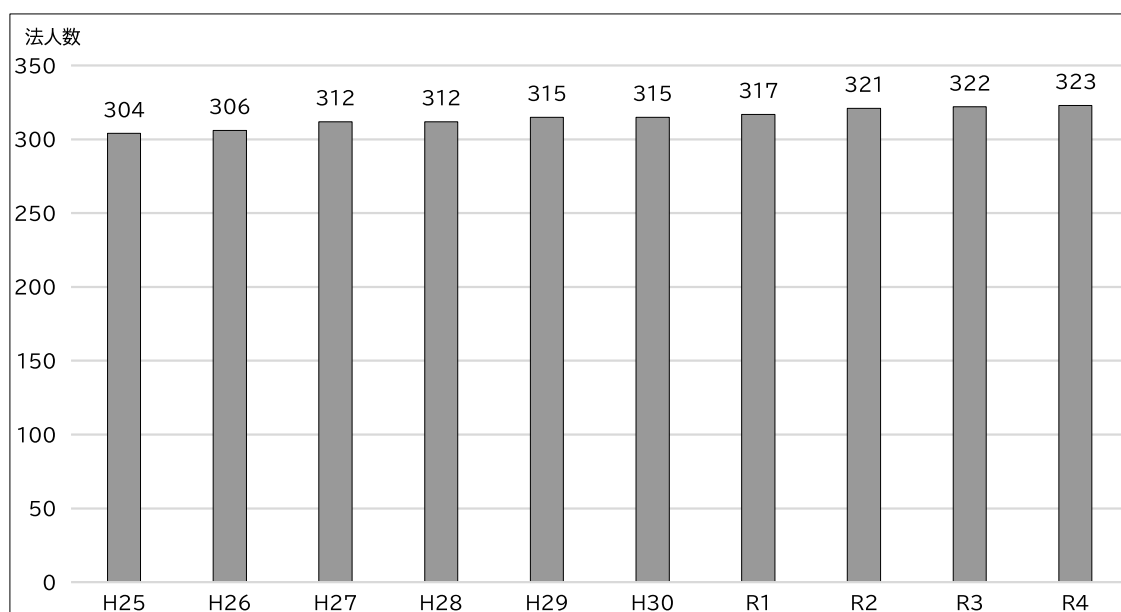
また、市町社協や社会福祉施設・事業所の職員を対象にしたさまざまな研修事業を実施しており、社会福祉に関する人材育成に取り組んでいます。

(9)社会福祉法人

平成28(2016)年に改正された社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が定められており、社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、複雑化・複合化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められています。

平成28(2016)年から、生活困窮者の生活課題を解決するため、社会福祉法人が協働して「みえ福祉の「わ」創造事業」を実施し、「生活困窮者緊急食糧提供事業」「緊急時物品等支援事業」「生活困窮者就労活動支援事業」などの周知・啓発を行い、相談支援窓口となる市町社協と連携し、対象となる地域住民の把握や確認などの地域公益活動に取り組んでいます。

図表 47 社会福祉法人数の推移



(出典)厚生労働省「福祉行政報告例」

4 第一期計画期間中の主な法改正

(1)重層的支援体制整備事業の創設(令和 3(2021)年)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための手段の一つとして、市町において、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」および「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

(2)孤独・孤立対策推進法の施行(令和6(2024)年)

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」をめざして、国および地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国および地方の推進体制等について定められました。

孤独・孤立となる要因および孤独・孤立の状態が多様であることから、包括的な支援体制の構築を進めることが重要です。

(3)ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正(令和 6(2024)年)

ヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記するなどの改正が行われました。

ヤングケアラーは、こども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記されました。

対象年齢については、具体的にはこども期(18 歳未満)に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね 30 歳未満を中心とし、状況等に応じ、40 歳未満の者も対象となり得ることとしています。

(4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行(令和 6(2024)年)

近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、従来の法制度による枠組みでは捉えきれない困難な問題に直面する危険が高まっており、旧売春防止法に根拠を置く婦人保護事業そのものの制度的限界をふまえた新たな枠組みの構築をめざすべきとの動きが高まり、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

5 第一期計画における取組成果と課題

第一期計画では、基本理念に「みんな広く包み込む地域社会 三重」を掲げ、3つの推進項目「地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）」「暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）」「地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）」に基づき施策の展開を図ってきました。その取組成果や残された課題については以下のとおりです。

<推進項目1> 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
地域福祉計画策定市町数	18 市町	18 市町	29 市町
多機関協働による包括的 (相談)支援体制整備市町 数	8市町	14 市町	29 市町
民生委員定数充足率	94.5% (R1.12.1)	94.8% (R5.12.1)	96.1%
相談支援包括化推進員養成数	—	126 人	200 人
ヘルプマークを知っている 県民の割合	58.1%	80.6% (R4 年度)	85.0%

(1) 市町地域福祉計画策定市町数

社会福祉法第107条に基づき、市町において、包括的な支援体制の整備に関することなどを定める「市町地域福祉計画」の策定市町数は、これまでも市町に対して策定に向けて働きかけを行ってきましたが、今後策定する方針があるとする市町が一部あるものの、計画策定時から増加には至っていません。

「市町地域福祉計画」は、地域住民に最も身近な行政主体である市町が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

一部の市町においては、市町社協が策定する「地域福祉活動計画」と一体となって策定することにより、課題把握などの策定のプロセスを共有し、その後の計画推進の実効性も高めているなどの工夫をしています。

未策定となっている市町にヒアリングを実施したところ、理由として、人材やノウハウの不足があると答える自治体が多いことから、策定済み自治体におけるノウハウの共有など支援を行っていく必要があります。

(2) 多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数

多機関協働による包括的相談支援体制を整備した市町数については、14 市町となり、県内の包括的な相談支援体制は広がりを見せています。それぞれの市町が、地域の実情に応じた体制を整備し、さまざまな課題を抱える当事者に寄り添った支援を進めています。

一方で主に小規模自治体において包括的な相談支援体制が未整備となっており、ヒアリングを実施したところ、属性を問わずに相談を受ける体制、多機関協働の会議による課題共有などの体制整備に向けて取り組んでいる市町、従前の体制で対応している市町など差が生じています。未整備の理由としては、「現状の体制で問題は起きていない」「何から取り組めばいいかわからない」などを挙げています。体制の整備に向けて、市町のニーズを丁寧に把握し、支援していく必要があります。

既に体制を整備している市町からも、複雑・複合的な課題を抱えるケースについて、関係機関で情報共有を行った後の具体的な支援策や、社会参加に向けた地域の受け皿が見つからないという課題や行政と多機関協働事業の受託先との連携が難しいという課題が寄せられています。

こうした課題や人口減少による担い手不足、血縁・地縁といったつながりが弱まっている現状をふまえ、ボランティア、地域住民のつながり・支え合いを推進していく必要があります。

また、働く場や参加する場の創出に向けた取組を充実してくためには、福祉の領域を超えた地域づくりを推進していくことが求められており、地域づくりに資する事業を一体的に実施することも有効であることから、福祉以外の分野とのつながりを一層促進していく必要があります。

(3) 「相談支援包括化推進員」の養成数

県では、包括的な支援体制の主要な担い手として、課題の解きほぐしや、支援機関ごとの役割分担の整理、地域の受け皿づくりに向けた調整などの中核を担う相談支援機関を円滑にコーディネートする「相談支援包括化推進員」を養成してきました。養成数については、着実に増えているものの、目標数には至っていません。

引き続き「相談支援包括化推進員」の養成を進めるとともに、今後は、整備にあたり課題となっていることを整理し、既に包括的な支援体制が整備している市町の課題解決にも資するよう、効果的な後方支援を検討する必要があります。

(4) 民生委員定数充足率

民生委員・児童委員定数充足率については、幅広い世代に対し、活動内容への理解を広めるため、大学生を対象としたインターンシップ事業や県独自のPR用ハンドブック・動画を作成するなどにより情報発信を行うとともに、研修実施方法の見直しや活動報告のオンライン化など負担軽減に取り組んでいるものの、計画策定時からわずかな増加にとどまっています。

高齢化の進展や定年の延長など社会情勢の変化の中で、新たな担い手を確保するためには、引き続き活動内容の周知を行うとともに、活動を継続しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

「ヘルプマークを知っている県民の割合」は、計画策定時点で 58.1%でしたが、令和4(2022)年度時点で 80.6%となっており、さまざまな機会を通じたヘルプマークの普及啓発の成果が現れています。

地域に暮らすだれもが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らし、個性や能力を最大限発揮できる「地域共生社会」の実現のため、ユニバーサルデザインのまちづくりの一層の推進が求められています。

<推進項目2> 暮らしを支える取組の推進(～日常の暮らしの継続～)

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
自立相談支援機関の面談・ 訪問・同行支援の延べ件数	8,736 件	12,785 件	10,801 件
再犯者数	1,010 人	864 人	808 人以下
災害派遣福祉チーム数 (三重県DWAT)	－	28 チーム	40 チーム

(1) 生活困窮者等への支援

包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を推進しました。

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関においては、生活困窮者が抱える複雑化・複合化した課題に対応し、対象者の個々の状況に応じて支援を行いました。自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数については、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、令和5(2023)年度時点では、目標値を上回っています。生活困窮者は自らSOSを発することが難しい場合も多いため、アウトリーチ(訪問型)支援等に引き続き取り組む必要があります。

(2) 再犯防止の推進

再犯者数は、令和5(2023)年時点においては、864人と目標を達成できていませんが、再犯者率は40.8%であり、平成30(2018)年の45.7%と比較して4.9ポイント減少しています。今後も(現在策定中の)「第二期三重県再犯防止推進計画」に基づき関係機関と連携し、取組を進めていきます。

(3) 災害時における要配慮者への支援

平成26(2014)年4月に改正災害対策基本法が施行され、県内では、平成30(2018)年度までに全ての市町で避難行動要支援者の名簿が作成済みとなっており、この名簿に基づく個別避難計画の策定が進められています。

また、県内においては、全ての市町で福祉避難所の指定が行われており、令和6(2024)年3月末現在、計478施設が指定等されています。

災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)数は、大規模災害時に早期に派遣できるよう、関係福祉団体等と連携してチーム員の募集や研修、訓練等を行っており、令和5年(2023)度末時点で142人をチーム員として登録し、28チームを組成しました。

令和6(2024)年能登半島地震においては、石川県からの要請に基づき、初めて実際の被災地に派遣し、支援活動を行いました。今回の活動経験もふまえ、今後も災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)の体制強化に取り組む必要があります。

また、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、事業継続計画(BCP)策定研修会を実施し、BCPの策定を支援しました。引き続き、計画の実効性の向上を促進していく必要があります。

<推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
県内の介護職員数	27,818 人 (H29 年度)	32,584 人 (R4 年度)	33,849 人 (R4 年度)
みえ福祉第三者評価の受審 事業所数	285 施設	388 施設	415 施設

(1) 福祉人材の確保

「県内の介護職員数」は、令和4(2022)年度時点で32,584人となっています。介護人材を確保するため、「三重県福祉人材センター」による無料職業紹介、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人留学生を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援を行っています。また、介護職員の業務負担軽減に資する介護ロボットや生産性向上につながるICT機器の導入支援等に向けて取り組むとともに、介護職場における役割分担を進めるための「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援に取り組みました。また、介護職員の処遇改善を進めるため、令和5(2023)年度からは介護職員処遇改善加算等の取得支援に取り組んでいます。

高齢化の進展により、これからも福祉サービスへの需要は今後も拡大し、生産年齢人口が低下する中で、福祉人材においても労働力不足の状態がこれからも続くと予想されることから、引き続き、福祉人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。

(2) 福祉サービスの質の向上

「みえ福祉第三者評価の受審事業所数」は、毎年度一定数の事業所が受審しています。これまで受審をしたことがない事業所に向けて、受審促進を図るため、評価制度の趣旨の周知や啓発を推進していく必要があります。

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査等について、オンラインも取り入れつつ、実地を基本として実施しました。また、不適切保育や虐待事案の発生を受け特別監査を実施したほか、全ての保育所および認定こども園に対して実地監査を実施しました。加えて、会計専門家を活用した監査により社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みました。

引き続き、施設利用者への虐待や不適切保育など社会的な状況に対応した重点的な監査を行うため、新たに社会保険労務士を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組めます。

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念(めざすべき姿)

みんな広く包み込む地域社会 三重

この計画では、地域に暮らす誰もが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。

第一期計画においては、誰一人取り残されない、包括的な支援体制の構築をめざし、基本理念を「みんな広く包み込む地域社会 三重」と掲げており、第二期計画においても、その考え方を継承することとします。

なお、本計画に基づき、施策を推進するにあたり、その全ての取組の基礎として、共通に位置づけられる基本原則を、次のように定めます。

◆4つの基本原則

(1)自己決定の尊重と意思決定の支援

全ての人を、自立し、行動する主体としてとらえ、本人の自己決定を尊重します。また、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援に取り組みます。

(2)本人に寄り添った支援

複雑化・複合化した福祉ニーズが増加する中、状況把握、相談支援、社会参加支援という支援段階ごとに個別課題に対応する「課題解決型」の支援アプローチに加え、課題解決に直結しなくても、地域住民、民生委員・児童委員、支援者などさまざまな人が“本人とつながっていること”を大切にする「伴走型」の継続的な支援アプローチという2つのアプローチを両輪として取り組みます。

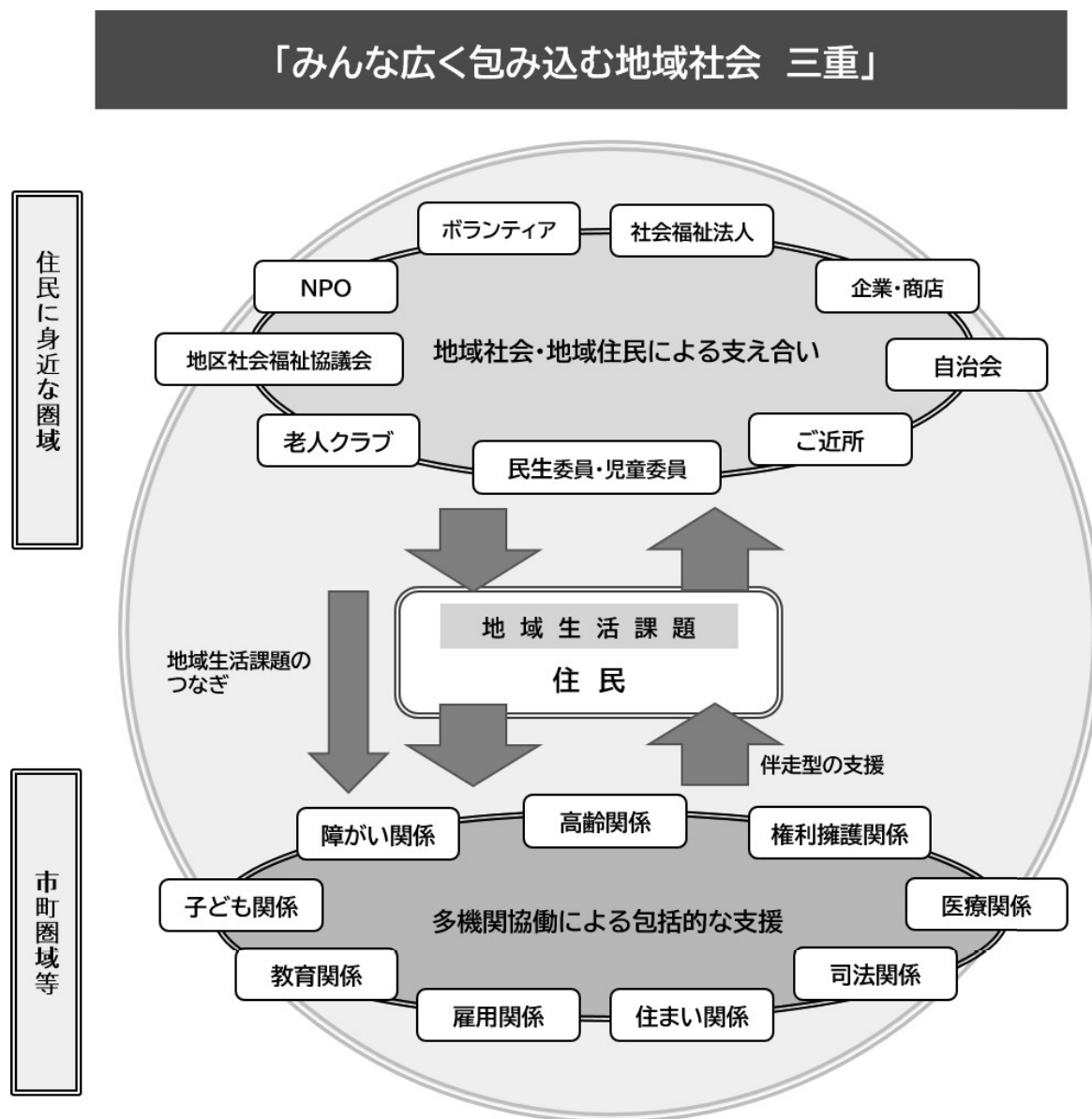
(3)地域づくりに向けた取組の推進

「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を作っていく取組を推進します。

(4)持続可能な開発目標(SDGs)の達成

本計画の理念は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」とも共通するものであり、その趣旨をふまえながら、取組を進めます。

(イメージ)



2 施策体系(取組の柱)

基本理念の実現に向け、第一期計画における施策体系の基本的な部分は継承しつつ、地域住民に最も身近な市町における地域福祉の取組への支援に留意し施策方向を定めています。

地域福祉支援計画における推進項目・施策方向	計画に定める事項 (社会福祉法第108条第1項各号)
推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～） (1)市町における包括的な支援体制づくりへの支援 (2)市町における地域福祉計画策定・推進への支援 (3)地域における支援活動の推進 (4)災害時における要配慮者への支援体制の充実 (5)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～） (1)高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進 (2)さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援 (3)生活困窮者等への支援 (4)生活基盤の充実 (5)権利擁護の推進	1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
推進項目3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～） (1)福祉人材の確保 (2)福祉サービスの質の向上 (3)福祉サービスの総合的提供方法のあり方 (4)福祉サービス提供におけるICT技術等の活用	3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

■社会福祉法 ※下線部は、令和3(2021)年施行の改正法による改正部分
(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第4章 施策展開

第2章で示した地域福祉を取り巻く状況をふまえ、第3章で示した理念のもと、第4章では、令和11(2029)年度までの施策方向と施策の展開を次のとおりとし、県内の地域福祉の推進を図ります。

推進項目1 地域における支え合い体制(～包括的支援体制の整備～)

施策の基本的な方向

1. 地域共生社会の実現に向けて、各地域において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の整備を進めていくために、「包括的な相談支援体制の整備」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していきます。
2. 「包括的な相談支援体制の整備」は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等による発見、見守り、支え合いをとおして把握された課題を、属性や世代を問わず包括的に受け止める相談体制を整備し、さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に対して、あらゆる分野とのネットワークをつくり多機関協働で支援にあたる体制を整備していきます。
3. 「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」については、「他人事」であった地域の課題を「我が事」として受け止められるよう意識を醸成していくことが求められます。包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民の力を借りながら、関係者が連携し、地域の課題に対して、それぞれが役割を持って支援を行っていくことができるよう、地域における支え合いをさらに推進していきます。

施策展開

1 市町における包括的な支援体制づくりの支援

(1)相談支援包括化推進員の養成等の後方支援

- ① 市町が、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の整備にあたり必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。【子ども・福祉部】

- ② 相談支援包括化推進員等の人材養成については、本計画における4つの基本原則への理解が進み、実践につながるよう内容の充実を図ります。また、「社会的処方を手がかりにしたリンクワーカー等の取組」や「コミュニティソーシャルワーカーの取組」等を参考に、各市町において地域福祉を担う人材やさまざまな主体を発掘・養成するとともに、連携を活性化させる能力などを向上させるための研修を実施します。【子ども・福祉部】
- ③ 包括的な相談支援体制が未整備の市町に対して、市町の状況やニーズをふまえた支援を行います。既に包括的な支援体制を整備している市町に対しては、相談支援包括化推進員養成研修等において、運用面で抱えている課題に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

(2)社会福祉協議会の取組への支援と連携強化

- ① 市町社協の自主的活動を促進するために必要な連絡および指導を行い、また、全県的な視野から社会福祉に関する各種機関、団体等と協働して社会福祉の課題に取り組んでいる県社協の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を促進します。【子ども・福祉部】
- ② 県社協および市町社協との定期的な情報共有や意見交換の場を設け、地域の課題ニーズについての共通認識を深めます。【子ども・福祉部】

(3)地域におけるさまざまな主体との連携

- ① 包括的な支援体制の整備を目的とした重層的支援体制整備事業については、孤独・孤立対策等の関連施策や農林水産等の他分野との連携が求められているところであり、その連携方法等について、好事例の共有を行います。【子ども・福祉部】
- ② 地域共生社会の実現に向けて、「包括的な支援体制づくり」をテーマに検討する場を設け、県、市町、さまざまな主体が連携しながら、地域を取り巻く課題の共有や法制度等の勉強会、先進事例等の研究、意見交換会等を行い、それぞれの地域に適した包括的な支援体制づくりを検討します。【地域連携・交通部、子ども・福祉部】

(4)相談・支援機関の連携推進

- ① 障がいのある人が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援を実施し、相談支援専門員や関係機関との連携を推進するなど、市町の相談支援体制強化を支援します。【子ども・福祉部】

- ② 貧困やひとり親家庭等の状況からヤングケアラーやその他の養育上の不適切が生じ、子どもの権利が懸念される状況を早期に発見し、要保護児童対策地域協議会等の各関係機関の連携体制を活用して、家庭全体に多面的なアプローチを行うことで、孤立化を防止したり、必要な支援につなぐことができるよう支援体制の整備や充実を進めます。【子ども・福祉部】
- ③ DVや性暴力等の被害者、予期しない妊娠等に悩む人のためのSNSを活用した相談しやすい環境整備を推進するなど、相談体制の充実を図ります。【子ども・福祉部】
- ④ 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援や、市町職員のスキルアップを図ることにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。【子ども・福祉部】
- ⑤ 市町における包括的な支援体制の整備にあたって、隣保館については、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組まれているところであり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しているものです。市町が設置している隣保館について、相談事業等の隣保事業に要する費用の一部を補助します。【環境生活部】

2 市町における地域福祉計画策定・推進への支援

- ① 市町における包括的な支援体制を整備するためには、地域福祉計画の策定・推進を通じて地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにして、具体的な方策を検討していくことが効果的です。社会福祉法においても市町における策定が努力義務とされていることから、特に未策定の市町に対して、包括的な支援体制の整備に対する支援とあわせて、必要な支援を実施します。また、策定にあたっては、市町の重要なカウンターパートである市町社協の「地域福祉活動計画」と連携することを重視します。【子ども・福祉部】

3 地域における支援活動の推進

(1) 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

① サロン活動への支援

元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。【医療保健部】

② 子どもの居場所づくり

i. 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂等民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。【子ども・福祉部】

ii. 子どもの居場所の活動を「持続可能な取組」としていくために、子どもの居場所運営団体に財政支援、人材育成支援等を実施します。【子ども・福祉部】

iii. 放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営を行う市町を支援します。【子ども・福祉部】

③ ひきこもり当事者の居場所づくり

ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設するとともに、ひきこもり当事者が安心して利用できる居場所を増やすため、市町等と連携し、多様な居場所づくりに取り組みます。【子ども・福祉部】

(2) 地域住民による支援活動の推進

① 福祉教育・社会教育の推進

i. 次代を担う児童・生徒や地域住民が、「ふだんの暮らし」の中にどのような福祉的課題があるか、学びを深め、主体的な地域福祉活動への参画につながるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの県社協の取組を支援します。【子ども・福祉部】

ii. 地域において、地域住民の福祉活動への参画が進むよう、さまざまな課題や好事例の共有を積極的に進めます。【子ども・福祉部】

iii. 社会科や総合的な学習の時間等における学習事例等について、学校や地域向けの研修会等で情報共有を行うことにより学習の充実を図ります。【教育委員会事務局】

- iv. 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、PTA や子ども会等の社会教育関係団体やNPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。【教育委員会事務局】
- v. 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していきけるよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を実施します。【教育委員会事務局】

② ボランティア活動への支援

- i. 県社協が設置する「三重県ボランティアセンター」の運営やボランティアコーディネーターの人材養成等の実施を支援することで、ボランティア活動に興味を持つ人が、気軽にボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。また、県社協および三重県ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信を行います。【子ども・福祉部】
- ii. ボランティア活動に関する県民の理解と参画を促進することで地域課題の解決を促すため、「みえ県民交流センター」を拠点に、活動の場の提供や情報発信等に取り組めます。【環境生活部】

③ 寄附文化の醸成

- i. さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援し、「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれている共同募金や、「三重ボランティア基金」による街頭啓発などの募金運動を推進し、地域福祉活動を財源面で支えていく、住民参加による地域に根ざした活動を支援します。【子ども・福祉部】

④ 高齢者・障がい者の地域活動への支援

- i. 高齢者の生きがいづくりや健康づくりとともに、ボランティア活動等の地域貢献活動を推進するため、老人クラブや県・市町老人クラブ連合会の活動を支援します。【医療保健部】
- ii. 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進します。【子ども・福祉部】
- iii. 障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」に取り組めます。【子ども・福祉部】

⑤ 民生委員・児童委員活動への支援

- i. 民生委員・児童委員が適切な支援を行うために必要な知識と技能の習得を目的とする研修を実施します。【子ども・福祉部】
- ii. 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成します。【子ども・福祉部】
- iii. 民生委員・児童委員の担い手を確保するため、国の動向を注視し、また他の自治体の好事例を参考にして、必要に応じて選任要件に関する検討を行います。【子ども・福祉部】
- iv. 市町による民生委員・児童委員の「業務負担の軽減」、「理解度の向上」、「多様な世代の参画」に資するための取組に対して支援します。【子ども・福祉部】
- v. 民生委員・児童委員の役割や制度への県民の理解を深めるため、さまざまな媒体を活用し広報を行います。【子ども・福祉部】
- vi. 「民生委員まるごとハンドブック」等啓発素材を自治会や地域の事業者配布するなど地域における民生委員制度の浸透を図ります。【子ども・福祉部】
- vii. 民生委員・児童委員の日(5月12日)および活動強化週間において、民生委員・児童委員の活動内容等を広報します。【子ども・福祉部】

(3) 企業との連携による地域福祉活動の支援

- ① 地域を巡回する機会が多い民間事業者と、高齢者の見守り等に関する協定を締結します。【医療保健部】
- ② 共同受注窓口事業により、自治体・企業等から事業所等への受注の機会を確保することで、障がい者の工賃の向上を図り、自立した生活の実現を促進します。【子ども・福祉部】
- ③ 食品関係企業等における食品ロスについて、フードバンク団体やこども食堂などを通じて生活困窮者等に対する食料支援につながるよう、食品提供事業者とフードバンク活動団体等をマッチングし、未利用食品の有効活用を図る「三重県食品提供システム『みえ〜る』」について、関係団体等と連携し、運用拡大に取り組みます。【環境生活部】

4 災害時における要配慮者への支援体制の充実

(1) 地域における避難行動要支援者対策の促進

避難行動要支援者名簿の整備・更新、その名簿情報に基づく個別避難計画の策定が進むよう、市町の取組を支援します。【防災対策部】

(2) 福祉避難所の確保

市町に対し、福祉避難所の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけるとともに、災害時に福祉避難所の運営を指揮する人材の確保・育成、福祉避難所運営マニュアルの作成等を支援します。【子ども・福祉部】

(3) 災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を組成するとともに、一般避難所へDWATを派遣することなどにより必要な支援体制を確保することを目的とした官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の体制強化に取り組みます。【子ども・福祉部】

(4) 介護職員等の応援・受援体制の整備

介護職員等の応援の円滑な受入れ、および介護職員等の円滑な派遣を行い、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復を支援することにより、要配慮者の心身のストレス軽減を図るなど、災害時要配慮者の避難生活を支援するための応援・受援体制を整備します。【子ども・福祉部】

(5) 災害時におけるボランティア活動の支援

災害ボランティアの円滑な受入を図るため、「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)」の運営に参画し、受援体制整備に向けた研修に取り組みます。MVSCでは、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制強化の支援に取り組みます。【環境生活部】

5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(1) ユニバーサルデザインの意識づくり

- ① UD条例に基づく「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」の開催や、県庁内での横断的な取組、同条例に基づく推進計画の進行管理などを通じ、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的、計画的に進めます。【子ども・福祉部】
- ② さまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方が県民に浸透するよう、学校出前授業の実施や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」やおもいやりのある行動のきっかけづくりとする「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの意識啓発の取組を進めます。【子ども・福祉部】
- ③ 公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、必要な方にその利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援します。【子ども・福祉部】

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- ① 事業者、設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等の連携のもと、UD条例の整備基準や取組等の普及・啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。【子ども・福祉部】
- ② 公共交通により、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、子育て中の人、外国人等の全ての人が円滑に自由に移動できるよう、鉄道駅のバリアフリー化、UD タクシーの導入等を支援します。【子ども・福祉部】

推進項目2 暮らしを支える取組の推進(～日常の暮らしの継続～)

施策の基本的な方向

包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を着実に推進します。

施策展開

1 高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進

(1) 高齢、障がい、子ども・子育て分野における支援

各分野において、それぞれの計画等に基づき、取組の充実を図るとともに、『制度の枠組みにあてはめた支援』ではなく、生活上の課題の全般に着目し、『本人に寄り添った支援』につながるよう取組を推進します。

【関連計画】

- ・みえ高齢者元気・かがやきプラン
- ・みえ障がい者共生社会づくりプラン
- ・三重県こども計画(仮称)
- ・三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画
- ・三重県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・健やか親子いきいきプランみえ
- ・三重県社会的養育推進計画

2 さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援

(1) ひきこもり

- ① ひきこもりは、あらゆる世代に関わる大きな社会問題であり、「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、ひきこもり支援を総合的に推進します。

【子ども・福祉部】

- ② ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、ひきこもりに関する正しい理解を深める啓発活動等を進めるとともに、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的に情報発信を行います。【子ども・福祉部】

- ③ 「三重県ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり状態にある当事者や家族への専門相談を実施するとともに、ひきこもりに関する正しい知識や情報、対応方法等を学ぶ「家族教室」を実施します。【医療保健部】

- ④ 「三重県ひきこもり地域支援センター」において、多職種連携チームにより、特に高い専門性が求められるひきこもり当事者等への支援を実施します。【医療保健部】
- ⑤ 三重県自立相談支援機関(以下「三重県生活相談支援センター」という。)に相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援によるアウトリーチを主体として、より丁寧な支援を行います。【子ども・福祉部】
- ⑥ ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設するとともに、ひきこもり当事者が安心して利用できる居場所を増やすため、市町等と連携し、多様な居場所づくりに取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】
- ⑦ ひきこもり状態にある、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、地域若者サポートステーション等と連携しながら、農業への就労に向けて作成したプログラムの周知や就農体験などに取り組みます。【農林水産部】
- ⑧ 就職氷河期世代等のひきこもり当事者を対象に、地域若者サポートステーション等の就労支援機関と福祉、保健等の関係機関が連携し、相談から就職までの一貫した支援を行います。【雇用経済部】
- ⑨ 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。【雇用経済部】

(2) 自殺対策

- ① 自殺対策を総合的に推進するため、「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、こころの健康に対する正しい知識の普及や人材育成に取り組むとともに、関係機関・民間団体と連携し、各課題の解決に向けた取組を行います。【医療保健部】

(3) 再犯防止の取組の推進

- ① 「第二期三重県再犯防止推進計画」に基づき、国、市町、関係機関と連携して、犯罪や非行に至った者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

- ② 「三重県地域生活定着支援センター」において、高齢または障がいのある矯正施設退所者等に対して、その意向や状況に配慮しながら、福祉サービスの利用支援等、円滑な社会復帰に資するための支援を行います。【子ども・福祉部】
- ③ 保護司や関係団体への協力・助成・連絡調整等や、犯罪に至った人や非行のある少年に対する自立支援事業を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会の取組を支援します。【子ども・福祉部】
- ④ 犯罪や非行の防止と、犯罪に至った人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進します。【子ども・福祉部】

(4) 認知症施策の推進

- ① 認知症の早期診断・対応に向け、認知症疾患医療センターの指定、医療・介護関係者への研修等を行います。【医療保健部】
- ② 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーターの養成・活動促進、認知症相談窓口の設置、若年性認知症の人への支援等に取り組めます。【医療保健部】

(5) がん・難病患者

- ① 「三重県がん相談支援センター」において、がん患者とその家族を支援するため、がんに係るさまざまな相談に応じます。また、働くことを希望するがん患者が就労を継続できるよう、医療機関や労働局等の関係機関と連携して、がん患者の就労支援について周知・普及を図ります。【医療保健部】
- ② がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持・向上を図るため、がんの治療による脱毛や乳房の形状の変化等に対するウィッグ等の補正具の購入費用の助成を市町と連携して行います。【医療保健部】
- ③ 指定難病患者の医療費を適正に助成し、患者への経済的支援を行うとともに、地域の医療機関等の連携による医療提供体制の拡充に取り組めます。【医療保健部】
- ④ 「難病相談支援センター」において、在宅難病患者の日常生活上における相談・支援、地域交流活動の促進や、就労支援などを行い、患者の療養上や日常生活での悩みや不安等の解消を図ります。【医療保健部】

(6) 医療的ケア児・者

医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、関係機関と連携して、家族等に対する相談支援を行うとともに、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組み、地域での受け皿を拡充します。【子ども・福祉部】

(7) 外国人住民

- ① 「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民の生活全般にわたる相談に 11 言語で対応します。【環境生活部】
- ② 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、県多言語情報提供ホームページ「MieInfo」により7言語で提供します。【環境生活部】
- ③ 生活のための日本語の習得を希望する外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町等と連携し、日本語教育の体制整備に取り組みます。【環境生活部】
- ④ 外国人患者が安心して医療を受けられるよう医療通訳の育成に取り組みます。【環境生活部】
- ⑤ 災害発生時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成など安全対策に取り組みます。【環境生活部】

(8) DV及び困難な問題を抱える女性

- ① 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性がその困難を解消し、本人の意思が尊重されながら日常生活および社会生活を営むことができるよう、本人に寄り添ったさまざまな支援を実施します。中でも、特に問題を抱えやすい若年女性への支援を重点的に強化し、気軽に集いやすい居場所や相談しやすい環境などについて検討します。【子ども・福祉部】
- ② DVに関して、ホームページやDV相談先カードの配布等による啓発や相談・支援機関の周知を図ります。【子ども・福祉部】

(9) ヤングケアラー

- ① 家庭内の問題であることや子ども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないなどの理由から、必要な支援につながっていないため、学校、福祉担当部局(こども家庭センター、生活保護、自立相談支援機関、包括的な相談窓口)等において、確実に把握できるよう、要保護児童対策地域協議会や重層的支援体制整備事業における支援会議などさまざまな機会を通じて、ヤングケアラーの理解、把握、支援を促進します。【子ども・福祉部】
- ② ヤングケアラー支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、当事者である子ども向けのリーフレットを用いた関係機関への研修の実施、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を通じて、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげます。【子ども・福祉部】
- ③ ヤングケアラーの支援はさまざまであり、福祉担当部局(こども家庭センター)へつなぐべき状況であるかの判断が難しいため、子どもに携わる関係者が確実に福祉担当部局につなぐことができるような仕組みを市町とともに検討します。
- ④ ヤングケアラーの支援は、家族の理解をはじめ、複雑化・複合化した課題に対応する必要がある、市町福祉担当部局の職員が、ヤングケアラーの支援を円滑に進められるよう県が窓口となって、参考となる事例の紹介や具体的な支援の検討等を通じて、市町に対する支援を行います。【子ども・福祉部】
- ⑤ 18 歳以上のヤングケアラーについては、活動圏域が広域になること等をふまえ、県において相談窓口を整備し、必要な支援につなぎます。【子ども・福祉部】

(10) 人権課題(多様な性のあり方への理解促進等)

- ① 多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図るため、県民等への啓発や研修に取り組みます。【環境生活部】
- ② 市町における包括的な支援体制の整備にあたって、隣保館については、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組まれているところであり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しているものです。市町が設置している隣保館について、相談事業等の隣保事業に要する費用の一部を補助します。【環境生活部】【再掲】

- ③ 犯罪や非行の防止と、犯罪に至った人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進します。【子ども・福祉部】【再掲】

3 生活困窮者等への支援

(1)生活困窮者自立支援の推進

- ① 「三重県生活相談支援センター」において、生活困窮者が抱える複雑化・複合化した課題を広く受け止め、「制度の狭間」に陥らないように、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】
- ② 「三重県生活相談支援センター」において、生活困窮者からの相談に応じる身近な窓口として一時的な相談支援等を行っている町と連携して、支援を行います。【子ども・福祉部】
- ③ 支援にあたっては、「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチを行い、支援を必要とする方が相談窓口につながるよう取り組みます。また、相談者の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく事業の活用や、他制度との連携により、支援員が寄り添って、継続的な支援を行います。【子ども・福祉部】
- ④ 自立支援に携わる支援員等が、生活困窮者等に対して充実した支援を行うことができるよう、研修会を実施するなど、支援員等のスキルの向上に努めます。【子ども・福祉部】
- ⑤ 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に、無利子または低利子の資金を貸し付けることにより、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した日常生活や社会生活を確保することを目的として県社協が実施する生活福祉資金貸付制度について、自立相談支援機関等の関係機関との連携など、適切な運用となるよう支援します。【子ども・福祉部】

(2)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

- ① 生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援や教育相談、生活習慣の改善に関する助言を行うとともに、進学・就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援などを実施することにより、高等学校や大学等を卒業し、安定した就職につなげることで、生活困窮家庭の子どもたちの自立促進を図ります。【子ども・福祉部】

- ② 貧困やひとり親家庭等の状況からヤングケアラーやその他の養育上の不適切が生じ、子どもの権利が懸念される状況を早期に発見し、要保護児童対策地域協議会等の各関係機関の連携体制を活用して、家庭全体に多面的なアプローチを行うことで、孤立化を防止したり、必要な支援につなぐことができるよう支援体制の整備や充実を進めます。【子ども・福祉部】【再掲】

4 生活基盤の充実

(1)就労機会の充実

① 就労支援

- i. 生活保護制度および生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。【子ども・福祉部】
- ii. 就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その方の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う就労認定事業所の認定を行います。【子ども・福祉部】

② 雇用の確保

- i. 若年求職者等の安定した就労や職場定着を図るため、「おしごと広場みえ」を拠点として総合的な就職支援サービスを提供します。【雇用経済部】
- ii. 就職氷河期世代等の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。【雇用経済部】
- iii. 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。【雇用経済部】
- iv. 津高等技術学校においてニーズに応じた訓練カリキュラムを策定し、離転職者を対象とした委託訓練を実施し、一日も早い就職の実現を支援します。【雇用経済部】

③ 多様な働き方の推進

- i. 妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても希望する形で就労することができるよう、就労継続支援や再就職支援に取り組みます。【雇用経済部】
- ii. 働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、心身の状況等に応じた多様な働き方の提供に取り組みます。【雇用経済部】
- iii. 障がい者雇用の拡大と理解促進に向けた取組として、障がい者と共に働く地域のカフェ等と連携して、理解の促進を図るとともに、働きやすい職場づくりの支援を行います。【雇用経済部】
- iv. 引き続き、障がい者の短時間雇用に取り組む企業の開拓やテレワークによる障がい者雇用を推進するとともに、施設外就労「M.I.E モデル」の周知など、多様で柔軟な働き方について更なる周知・普及を図ります。【雇用経済部】
- v. 農林水産連携により生産された農林水産物やその加工品の PR 活動を促進するため、農林水産連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者と理解ある企業とのマッチングを支援します。【農林水産部】
- vi. 「農福連携全国都道府県ネットワーク」との連携を強化する中で、全国の先進事例や有効施策の調査をふまえ、農福連携効果の発信などに取り組むとともに、民間協議会等と連携した農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口を整備し、県内推進体制の強化を図ります。【農林水産部】
- vii. ノウフク・ブランドの構築に向けて、専門家等の協力によるノウフク商品の販路開拓や新商品の開発を支援するとともに、ノウフク・マルシェ等を活用しながら消費者に向けたPR活動に取り組みます。また福祉事業所の施設外就労の定着に向け、コーディネーター等の配置を支援します。【農林水産部】
- viii. 市町やその地域の福祉事業者、農業経営体および地域企業を核とした農福連携の拠点づくりの取組を支援し、農福連携のさらなる発展を図ります。【農林水産部】
- ix. 林業と福祉とのマッチングを担うコーディネーターの育成や地域に根差したコーディネーターによる情報発信・普及活動などの支援に取り組み、林業への障がい者の就労機会の拡大を図ります。【農林水産部】

x.昨今の漁業用資材価格高騰等の影響による漁具の修繕・再利用作業の需要の高まりをふまえ、障がい者の就労や生きがいづくりの場の創出と漁業現場における新たな労働力の確保に向け、水産関係者と福祉事業所等のマッチング拡大に取り組みます。【農林水産部】

xi.労働問題を解決するためのセーフティネットとして、三重県労働相談室において労働相談に対応します。また、外国人住民の通訳を要する相談については、労働相談への対応方法を共有している三重外国人サポートセンター(MieCo)を案内します。【雇用経済部】

xii.外国人が安心して就労できるよう、企業の受入体制の整備を促進し、適切な労働環境の確保を図ります。【雇用経済部】

(2)住宅確保

① 「三重県生活相談支援センター」において、住まいに関する相談を受けるとともに、住居確保給付金の活用をはじめ、対象者の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 高齢者、障がい者、子育て世帯、犯罪被害者等のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者の選考にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。【県土整備部】

③ 高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう居住支援活動を行います。【県土整備部】

(3)移動の確保

① 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営、移動支援など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。【医療保健部】

② 地域における高齢者等の移動ニーズをきめ細かく把握するとともに、市町等の移動サービス導入に係る取組への支援を行い、買い物や通院など日常生活に必要な移動手段の確保に取り組みます。【地域連携・交通部】

5 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度利用の促進

成年後見制度の利用が必要な方を適切に必要な支援をつなげていけるよう、専門職団体や家庭裁判所等の関係機関と連携した協議会の運営や中核機関の整備の支援や市町職員等への研修実施等を通じて、市町の成年後見制度利用促進の体制整備を総合的に支援します。【医療保健部】

(2) 福祉サービスの利用援助

判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行う県社協による日常生活自立支援事業の実施を支援することで、認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援します。【子ども・福祉部】

(3) 差別解消、虐待防止の取組の推進

- ① 市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や要介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行います。【医療保健部】
- ② 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の普及啓発を進めるとともに、相談員による相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支援協議会における事例共有、検証など、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。【子ども・福祉部】
- ③ 「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成に取り組むとともに、手話の使用を含む合理的配慮の提供に関する事業者への支援を行うことで、手話を使いやすい環境の整備を進めます。【子ども・福祉部】
- ④ 障がい者虐待防止・権利擁護研修会を開催し障がい者虐待の未然防止と関係者の対応力の向上を図るとともに、専門家チームの活用により虐待対応事例の検討や事案に対する助言を得ることで専門性の向上を図ります。【子ども・福祉部】
- ⑤ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、啓発活動を実施します。また、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、市町、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携を強化します。【子ども・福祉部】

- ⑥ 市町が設置している隣保館において実施している生活上の各種相談事業や部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題の解決のための啓発等の各種事業に要する費用の一部を支援します。【環境生活部】

(4) 消費者被害の防止・救済

- ① 「三重県消費生活センター」の相談体制を充実させるため、相談員の資質向上を図るとともに、市町相談担当者からの相談に対して助言を行う「市町ホットライン」を運営し、市町の取組を支援します。【環境生活部】
- ② 県全体の相談対応能力の向上のため、毎月1回の研修会を開催していくほか、市町における消費者行政の推進を図るため、地方消費者行政強化交付金等の活用について働きかけを行います。また、地域における啓発促進、見守力向上のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置について、市町の消費者行政担当部署等に対して働きかけを行います。【環境生活部】

推進項目3 地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)

施策の基本的な方向

包括的な支援体制を整備し、普段の暮らしを継続していけるよう支援していくために、公的支援をはじめとする各種サービスの充実や、地域福祉を支える人材の養成・安定的確保などをはかります。

人口減少社会の進展に伴い、今後、長きにわたり生産年齢人口が大きく減少していく見通しとなっている中、地域福祉を支える人材の確保にあたっては、「三重県人材確保対策推進方針(仮称)」に基づいた取組を推進していきます。

施策展開

1 福祉人材の確保

(1)福祉人材の確保

- ① 「三重県福祉人材センター」において、無料職業紹介や求人・求職情報の発信等を行うとともに、キャリア支援専門員を配置し、就職希望者と介護施設等とのマッチングを支援します。【医療保健部】
- ② 元気高齢者等が介護職員の周辺業務を担うことで介護職員の負担軽減と専門職化が可能となるよう、介護助手の導入を推進します。【医療保健部】
- ③ 介護職員の処遇改善に向けて、介護職員等処遇改善加算の新規取得を促進するため、研修会の開催や、社会保険労務士等による個別訪問を行います。【医療保健部】
- ④ 外国人介護人材の参入・定着を促進するため、介護施設等が実施する奨学金支給や集合研修等の取組に対して支援するとともに、受入説明会の開催等により介護施設等における受入制度への理解促進を図ります。【医療保健部】
- ⑤ 外国人介護人材の受入れを促進するため、県内の介護施設等で就労を希望する外国人材と受入希望施設等とのマッチング機会の創出等に取り組みます。【医療保健部】
- ⑥ 外国人介護人材が受入施設で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護職員とのコミュニケーション支援や、介護福祉士の資格取得のための学習支援等の取組に対して支援します。【医療保健部】

- ⑦ 外国人介護人材の有望な送出国との関係構築に向けて、三重県での就労をPRする現地セミナーの開催等に取り組みます。【医療保健部】
- ⑧ 各市町に配置され地域のさまざまな主体による生活支援サービスの創出等を推進する生活支援コーディネーターの活動促進に係る市町の取組を支援します。【医療保健部】
- ⑨ 障がい福祉人材の給与等の改善を図るため、福祉・介護職員の処遇改善加算に要する経費の一部を負担します。【子ども・福祉部】
- ⑩ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、人材を育成し、事業実施に必要な福祉人材を確保します。【子ども・福祉部】
- ⑪ 指定保育士養成施設に在籍し、保育士資格の取得をめざす学生に対して保育士修学資金の貸付を行うことで、保育士のなり手を増やします。【子ども・福祉部】
- ⑫ 三重県保育士・保育所支援センターにおいて、保育所等の紹介や求人情報を提供することで、県内で保育士として働く人材を確保します。【子ども・福祉部】

(2)若者等の参入促進

- ① 若い世代や福祉職場に関心のある者に対し、福祉・介護職場の魅力を伝えるなど、人材確保が困難な福祉・介護職場への人材の参入促進・定着支援を図ります。【医療保健部】
- ② 介護福祉士養成施設で介護福祉士資格の取得をめざす学生を対象とした介護福祉士修学資金や介護福祉士実務者研修受講資金、離職した一定の経験を有する介護人材が再就職する際に必要な再就職準備金、他業種で働いていた方が介護職として転職する際に必要な就職準備金、介護福祉士資格の取得をめざす福祉系高校生を対象とした修学資金の貸付を行うことにより、質の高い福祉・介護サービスを提供できる人材の確保を図ります。【医療保健部】
- ③ 次代を担う児童・生徒や地域住民が、「ふだんの暮らし」のなかにどのような福祉的課題があるか、学びを深め、主体的な地域福祉活動への参画につながるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの県社協の取組を支援します。【子ども・福祉部】【再掲】

- ④ 地域において、地域住民の福祉活動への参画が進むよう、さまざまな課題や好事例の共有を積極的に進めます。【子ども・福祉部】【再掲】

(3)働きやすい福祉職場づくりへの支援

- ① 職場環境の改善に取り組んでいる介護事業所を「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」として証明し、その取組を広く公表することで、介護人材の参入と定着を促進します。【医療保健部】
- ② 臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣し、専門的な見地から保育士等に対して相談支援を行うことで、働きやすい職場づくりを推進します。【子ども・福祉部】

2 福祉サービスの質の向上

(1) 効果的な指導監査等の実施

- ① 社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、有効で効率的な指導監査や運営指導等を実施します。【子ども・福祉部】
- ② オンラインの活用や動画配信による研修会、集団指導も組み合わせながら、実地を基本とした監査や運営指導を実施します。【子ども・福祉部】
- ③ 会計専門家や労務専門家の活用により、社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みます。【子ども・福祉部】

(2) 社会福祉法人による公益的活動の促進

- ① 社会福祉法人の指導監査の際に公益事業を行っている法人に対しては、地域における公益的な取組の実施に努めているか確認します。【子ども・福祉部】
- ② 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者等に対して利用者負担の軽減を行う場合に補助を行います。【医療保健部】

(3) 第三者評価の受審促進

- ① みえ福祉第三者評価制度の普及促進および評価調査者の質の向上を図り、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上をめざします。【子ども・福祉部】

(4) 苦情解決体制の充実

- ① 県社協に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。【子ども・福祉部】

(5) 福祉人材の質の向上

- ① 地域住民が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、その中核を担う介護支援専門員に対して、資質向上のための研修と資格管理を行います。【医療保健部】
- ② 「社会福祉研修センター」が行う社会福祉関係の多様な研修事業を支援することにより、社会福祉施設職員の資質向上をめざします。【医療保健部】
- ③ 介護支援専門員の資格取得や資質向上に必要な研修を実施します。【医療保健部】
- ④ 相談支援包括化推進員等の人材養成については、本計画における4つの基本原則への理解が進み、実践につながるよう内容の充実を図ります。また、「社会的処方を手がかりにした取組」や「コミュニティソーシャルワーカーの取組」などを参考に、各市町において地域福祉を担う人材やさまざまな主体を発掘、養成し、かつ連携を活性化する能力などを向上させるための取組も実施します。【子ども・福祉部】【再掲】
- ⑤ 多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、保育士等や放課後児童支援員に求められる専門性の向上に向けた研修を実施します。【子ども・福祉部】

3 福祉サービスの総合的提供方法のあり方

(1) 保健・医療との連携

それぞれの地域で、その実情・特性に応じた在宅医療・介護連携体制が構築されるよう、アドバイザーの派遣や研修会の開催等により市町の取組を支援します。
【医療保健部】

(2) 共生型サービスの普及

- ① 障がい者が介護保険の対象となっても、引き続き同一のサービスを受けることができるよう、共生型サービス事業者の指定を行います。【医療保健部】

- ② 共生型サービスについて引き続き周知するとともに、介護サービス事業所から共生型サービスの指定に係る問合せ等があった場合は助言を行います。【子ども・福祉部】

4 福祉サービス提供におけるICT技術等の活用

(1) 介護ロボットの導入支援

- ① 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるために行う介護ロボットの導入に係る経費の支援を行います。【医療保健部】
- ② 介護サービス事業所等における介護ロボットの導入およびICT化を支援することにより、介護現場の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による職場環境の改善、離職防止および定着促進を図ります。【医療保健部】
- ③ 令和6年7月に設置した「みえ介護生産性向上支援センター」において、業務改善等に関する各種相談対応や介護ロボット・ICT機器の展示、専門家による伴走支援など、介護サービス事業所等に対してワンストップ型の支援を行います。【医療保健部】
- ④ 障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るため、ロボット等導入に対する支援を行います。【子ども・福祉部】

(2) 福祉分野における ICT 化の推進

- ① 介護職場の環境改善や介護人材の確保の観点から、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化のために行う ICT の導入に係る経費の支援を行います。【医療保健部】
- ② 保育士等の業務負担を軽減するため、I C T の導入などを行う保育所等に対する支援を行います。【子ども・福祉部】
- ③ 県内福祉事業者等がDXに取り組む機運を醸成するとともに、専門家や企業と連携した相談支援等を行い、事務の効率化も含めた、各主体によるデジタル技術を活用した取組を促進します。【総務部デジタル推進局】

第5章 計画に係る評価指標と推進体制

本計画は、個別計画と一体的に策定するものであることから、個別計画で指標を策定するものは、個別計画で進捗管理を行うものとし、本計画の基本理念等をふまえ、次のとおり評価指標を設定します。

計画の推進にあたっては、学識経験者や市町代表、県・市町社協、関係団体で構成する「三重県地域福祉推進会議」において、評価指標の達成状況や、個別計画の進捗状況等をふまえ、定期的に評価・検証し、着実な推進を図ります。

また、一体的に策定する各福祉分野の個別計画の改定状況や、地域福祉をとりまく状況の変化をふまえ、取組内容を見直していきます。

指標	現状値	令和 11 年度 目標値
多機関協働による包括的相談 支援体制整備市町数	14 市町	29 市町 (令和 8 年度)※1
地域福祉計画策定市町数	18 市町	29 市町
包括的な支援体制の整備に向 けた後方支援実施市町数※2	—	29 市町 (累計値)

※1みえ元気プラン KPI

※2計画期間中に、県が研修等を通じ、相談支援包括化推進員の養成や包括的な支援体制の整備の支援などを行った市町数

.....
※以下は、最終案において、記載します。

【資 料】

●事例集